

「金沢火力」建設反対運動の経過

岩 男 耕

三

「金沢火力」建設反対運動の経過

岩男耕三

目次

- はじめに
- 一、地元住民運動の展開
- 二、圧力
- 三、北陸電力と県当局
- 四、日本科学者会議石川支部の活動
- 五、「審議会」——加害者のもう一つのとりで——
- 六、住民運動の展開——「連絡会議」について——
あとがきにかえて
「金沢火力発電所」建設問題・経過日誌

をはね返して、四七年二月の時点では、内灘町有権者七、八〇〇人の内六割強にあたる約五、〇〇〇人の発電所建設反対署名をわずか二週間で達成するまでになった。

他方、この建設地点の住民運動は、計画発表の翌六月中には周辺五町に、そして半年後には金沢市にまで拡大して、これらの地域を蔽う住民組織、労働者団体、革新政党、科学者団体を糾合する

協力組織の結成にまで展開した。

反対斗争は、四七年二月現在、なお未解決で流動的であり、むしろ新しい大きな一つの山場にさしかかっている。その今後を予測することはできないが、これまでのほぼ一年半の経験の中でもわれわ

れは、さまざまの教訓を如実に体験した。

たとえば、それぞれに大きな権力をもち、公害については重大な直接的責任を負っているはずの企業、自治体当局の、いい知れぬ無責任さである。企業は、自治体当局のきめる基準にその計画を合わせるということ以外は、一切口をして事態の推移するのをまち、自治体当局は、住民に敵対して国の政策の意のままになり、或いはお手盛りの審議会の答申に責任をゆだねようとする。その住民がおかれている自然的・社会的条件をふまえた現実的な公害対策は、いつたいどこでなされるのであるか。『公害企業であるか否かを決める権利は、公害の被害をうける住民にある』という言葉が、あらためて思ひしらされる事情である。

公害を予測し、これを阻止する明確な方針を立てるには、ある程度の専門的知識を必要とする。したがって、そうした専門的知識を持ちあわせない一般住民にたいする専門研究者、研究機関の責任は、本来ならきわめて大きいといわねばならない。ところが、これらの研究者、研究機関が、加害者である企業の非科学的な言い分をそのまま文え、住民と科学に平然と敵対する。金沢火力問題も、この種の例からまぬがれるものでないことを如実に示した。

もとより、現実にはすでに、かれらは、たとえば小・中・高校の教師その他のいわば「非専門家」からも、きびしく批判されつづけるのである。一般住民が、実際に調査し測定し、また足で材料を集め、すでに從来の「権威」を足もとからゆるがそうとしているともいえよう。この点では、日本科学者会議石川支部の精力的な活動が、この公害反対斗争の中でどのような役割を果したか、また、どのような限界をもつていたかについて、とくにその当事者としてわれわれは、きわめて貴重な体験をもつことになったといわねばならない。

以下小稿は、本来なら、この反対斗争の内部にまで立ちいった分析をすべきであるが、その社会経済的な背景と、関係地域の内部構成の分析をふまえたその検討は、いまの筆者にはその能力も余裕もないままに、差し当つて、實質経過の整理と資料の記録に止めざるをえなかつた。また経過中途のいまの時点といふことから、一応、四六年未ころまでについて、地元住民の運動、北電と県当局、日本科学者会議石川支部の活動、県公害対策審議会の動き、といった事項を柱にして、それも筆者のかかわり方に応じて軽重不揃いに記述することになつたものである。

追記一筆者は、本稿でも取りあげられる日本科学者会議石川支部の一会员として、この反対運動には終始直接にかかわってきたが、本稿はまったく個人の立場で執筆したものであり、石川支部とは関係のないことを記しておきたい。

一 地元住民運動の展開

内灘町は、石川県西海岸のほぼ中央部、日本海に面した砂丘地にある人口約一万三、〇〇〇人(昭46年11月現在)の小さな町である。町制施行以来一〇年を迎えたこの町は、今でこそ、県下有数のマソモス住宅団地として発展途上にあるが、一昔前までは、石川県沿岸地帯の多くの零細な半農・半漁村の例にもれず、きわめて貧しい一寒村にすぎなかつた。河北潟と日本海沿岸の超零細な魚獲のほか、生業といえるほどのものはなく、男子の多くは北海道、カラフト、出雲地方、さらには九州にまで漁業出稼ぎに、女子はその留守にわずかの畠の耕作や、地元漁業、「かつぎ売り」、その他責任事に従事して、暮しをたてた。それがここ一〇年余りの間に、二つの住宅団地の造成によつて金沢市に隣接する大ベッド・タウンに生まれかわつたのである。

その内灘町に、昭和四五年五月下旬、突如、北陸電力（本社・富山市）の「金沢火力発電所」（仮称）建設計画が発表され、また、新しい注目の的になってしまった。その後の公表によると、建設計画は、四六年一月着工、当初、三五万キロワット級一基を四八年秋までに完成、四、五年後に二号機を増設、さらに将来四号機まで建設するというもので、町当局との間にはすでに、約六〇万平方キロの用地買収の仮契約が済んでいるという。

石川県下でははじめての、しかも、突如降つてわいた火力発電所建設問題である。

火力発電所が、今日のわが国の大気汚染のもつとも有力な根源であり、また、四日市のような恐るべき被害をもたらす、もっとも危険な公害源であることは、広く知れわたったことである。しかもそれが、企業誘致の是非をきめるべきはずの住民の眼をかくれて、こうして秘かに契約まで結ばれていたというのは、町当局が、いかに住民を恐れ、住民を敵視しているかをはじめから如実に示したものでもあった。

不信、不安、怒りは、忽ち燃えひろがった。

建設反対の声は、まず、建設予定地からわずか二キロの目と鼻の先にある鶴ヶ丘・県営住宅団地住民の間から起り、六月一二日夜開かれた同四丁目町内会の緊急役員会は、金沢火力建設反対運動の最初の皮切りになった。

この役員会では、多くの役員（二十数人中、一七人）が建設反対決議を出すことを積極的に主張したが、戸田亀太郎同町内会長（元町会在住・金沢女子短大助教授）を中心に、翌一三、一四の二日にわたって同四丁目の約二五〇世帯にアンケートを行い（回収二〇九

通の内、建設に絶対反対一四一、安全性の科学的な証明がない限り不安が六二、賛成・その他は残りの僅か六通）、それにもとづいて一四日夜、住民有志を結集した形の「内灘火力発電所建設反対期成同盟」（四丁目住民、約五七〇人）を結成、今後町的組織に拡大しさるに金沢市その他、周辺地区の住民、民主団体などへも連帶を呼びかけていくことにした。

こうして忽ちわき起つた反対運動は、恐らく、今日のわが国とどまるところのない公害の拡大にたいする深い不安、それをめぐる企業、自治体当局にたいする住民の強い不信、そしてさらに『緑と美しい空氣』をキヤツチフレーズにして造成を進め入居を誘つてきた県営當土地に隣接して、公害の元凶をもちこもうとする町、県当局の無責任に対する、激しい憤りを主たる背景にしたものであつた。新聞の投書欄には、それらが次のように鋭く投げつけられた。（いずれも引用者による要旨）

◎「公害の心配がある」などと北電がいうはずはないが、これまでに大気を汚染しない火力発電所が一つでもあつただろうか。町当局は何の調査もせずに「公害がないと北電が確約した」と繰り返すだけであり、また、町長らは大阪・堺市の火力発電所を調査してきたというが、いったい何を調査してきて「不安はないようだ」というのか。火力発電所建設についての内灘町当局の態度は無責任としかいいようのないもので、住民のひとりとして激しい怒りを覚える。まず、こんな重大な問題を、町民にひとことの相談もせずにきめたというのは、どういうことか。（内灘町・H.S 生・31才、北國新聞「地鳴り」欄、四五・六・一八）

◎私は、県住宅供給公社から昨年一二月、鶴ヶ丘に土地を買い、きれいな大気を求めて移住しようとしていた矢先、その隣に火力発電所建設の密約が進んでいふよとは、関係者は、公害の出ない発電所などという夢のような話を、まにうけているのか。電力側

は、國の基準、県の基準というが、國や県の基準が國民の福祉も健康も守ってくれない実例をいやというほど見せつけられている以上、住民は自らの手で自らを守らねばならないのだ。北電はさきに、住民の投書欄質問に答えて「硫黄含有の少ない良質の燃料を使う」と答えていたが、そのすぐあとには、別の所で燃料は從来通りC重油を使うとはつきり公言している。県民をバカにしているのではないか。私はいま、内心からの怒りを禁じないのである。（金沢・N子・38才、同前、四五・六・一四）

◎内灘町と北電の間に、基準を守り公害防止につとめると協約がかわされたという。ここに落とし穴があるのです。……現在の防止基準は企業の方を向いて、住民に背をむけたザル法です。……九州の水銀中毒でのたうちまわつて死んだ人に対し、一年後にようやく見舞い金（補償金にあらず）が、乳牛一頭にも足りない四百万円しか出ない実情です。法を逆手にとつて、人間の幸福よりも利潤追及を優先させる企業は、こんなにも冷酷なのです。

公害は出てしまつてからでは、もうおそいのです。
われわれは「基準以下」という甘いことばを断じて承認できません。（高松町・N生・60才、同前、四五・六・九）

この時期の多くの投書は、計画発表後わずか一ヶ月あまりのこの時点で、被害者＝住民の鋭い感覚が、今日のわが國の公害の基本問題点をいかに適確に把えているか示している。

こうした声の中で、前記「内灘火力発電所建設反対期成同盟」の人々は、金沢大学医学部を中心専門研究者を訪れて、亜硫酸ガスの影響、大気拡散などについて学習しながら、他方では町内各戸に「火電反対」のポスターをはり、反対署名簿をもつて町当局、県当局などへ陳情するなど活発な活動を展開し、火力建設反対の火は急速に拡がつた。鶴ヶ丘一、二、三丁目住民の間には「公害から内灘を守る会」（堂下清孝代表、約三〇人）、「公害から子供を守る母

の会」、大根布地区には「内灘を公害から守る会」（本野正巳代表、約五〇人）が作られ、七月三日には、右四組織を連合した「内灘公害阻止連合」（森井道男代表）が結成されるに至つた。さらに同じ七月には、鶴ヶ丘に隣接するアカシア園地に「公害に不安を感じる者の会」、八月には、河北郡下、内灘を除く高松・七塚・宇ノ氣、津幡の四町の勤労協、青年団、婦人会、それに農協青年年、婦人部などをあわせた「公害から自然と生命を守る会」、九月には「公害を研究する教師の会」（内灘町）、金沢市に「公害から子供を守る教師の会」などが次々に生まれ、さらに、八月二二日には、宇ノ氣町農協は、火力発電所は農作物、樹木の被害を免れないとして、建設に反対することを申しあわせた。

こうして短期間に、住民の反対運動・組織は河北郡全体に伸び、さらに金沢市にも及んだのである。

さらに七月二六日、阻止連合有志は金沢の街頭署名運動に進出し、僅か二時間の間に六〇〇人の反対署名を集めて、金沢市民の関心にも強く訴えた。

また同連合はひきつき、河北三町から金沢市を巡る「火力反対」の自動車パレード（九月二〇日、一五台、四五名参加）、県議会へ約三、〇〇〇名の反対署名簿の提出（九月二二日）、電源開発調整審の金沢火力設置認否の審議に対しても、上京要請、などの精力的な活動をつづけ、一月一五日には、鶴ヶ丘中央公園で初の、金沢火力公害に反対する住民大会を開催した。この住民大会には、金沢をはじめ河北五町の住民約四〇〇人のほか、社共両党、県評、日本科学者会議石川支部などの代表も参加し、北電への抗議、県・町への要請を決議した。

こうして反対運動は着実にのび、県内の公害運動のなかでははじめての、町内会などのレヴェルをはるかに越えたひろがりをもつて

二ークな運動として注目される中で展開されたのである。

こうした情勢に対し一方、北電・町当局の対応はきわめて粗雑な、あるいはむしろ不遜なものであった。六月一〇日、河北五町の町長、議員を集めた最初の説明会で北電は、公害のないことを力説したが、具体的な気象データもない説明では抽象論に終らざるをえず、各町長はほとんど理解できぬまま、微妙な政治的脈絡の中にありながら、不安と困惑の声をかくしきれなかつた（朝日、六・二三）。これによつて住民の不安は当然さらにつることになつたといえよう。ついで七月二日にはこれが一つの頂点にたつた。かねての内灘町の要望に応じて、この日、北電・町当局主催の内灘火力説明会が町公民館で行われたが、押しかけた約三百人の住民は廊下にまではみ出しながら鋭い質問、ヤジをあびせ、返答につまつた北電側をしばしば立往生させたのである。

説明会で安全性を住民に納得させることのできない北電は、その裏で、反対世論沈静のために、『ジース、ビル、ます寿司、さらに三日分の子供のおやつ』付きの、富山火力見学招待バス旅行を盛んに行つた。

二 庄 力

企業は、利潤追及のために手段を選ばない。自らの行動を住民に納得させることができず、さらに、懷柔策も効を奏さないとなれば、直接・間接の力による彈圧の手にでるか、あるいは、陰湿な詐術を弄するほかなくなる。とくに、広範な国民大衆の強い批判の中で、加害者としての責任をもはや糊塗する余地はなく、しかもいまにわかつに生産拡大の手を休めることもできない今日のわが国の公害企業にとってこうした暴力と詐術は不可避の宿命である。

金沢火力建設阻止斗争の過程では、まず露骨な弾圧事件が起つ

た。七月六日突然、阻止連合代表の森井助教授にたいして、その勤務先の金沢女子短大の上田忠雄学長から、直山与二同短大理事長の強い要請にもよるとして「私行上の理由」で退職勧告が出されたのである。直山理事長は同時に、石川県経営者協会会長、県公安委員会委員長、北陸電力取締役などを兼ねた人物であり、またなによりもその勧告「理由」に妥当な根拠がなく、この事件は、火力反対運動に対する不当な介入であることは誰の眼にも明瞭であった。新聞も疑惑をもつて大きく取り上げ、地域住民や関係者には強い衝撃を与えた。

これにたいして森井助教授は、私行上の理由で、すでに一〇年も勤めている大学を突然やめるといふのはいいがかりで、反対運動に対する弾圧としか思えないとして、ただちに勧告を拒否。反対勢力も一齊に反撥し、七月一一日には阻止連合代表が短大当局に「退職勧告撤回要請文」を提出した。撤回要求の運動は大学内部からも起り、森井助教授担任のクラス学生は、「学校側の事情説明会では質問が禁止され、学長の一方的な発言だけが事実はうやむやにされたまま。私たちは教育をうける権利がある」として、率直な疑問を提出し、留任要求の署名運動を全学生対称にはじめ、卒業生もまた卒業生対象に運動に入ろうとした。また金沢大学教官有志懇談会は、短大当局に対し、この勧告は住民運動への介入であり、またとくに、理事長の意志が学長を強制し、全学の教官を支配するというのは大学自治への挑戦であつて許すことはできないと、一〇一名の署名をもつてびしく抗議する一方、短大全教官に宛てて、人権と学問の自由を守りぬこうとの訴えの文書を郵送した。さらに、九月二十五日石川県評議会、県教組、県高教組、金沢大教職組、県私学教組の五者は連名で「公害反対に立ちあがつた金沢女子短大森井助教授への不当弾圧をつづかいさせよう」のビラ一万枚を街頭で配つて市民

に訴え、上田学長に勧告の撤回を迫った。

地元内灘町では、この火力問題の起る数カ月前の四四年一二月「スト先生は去れ」という奇妙な争動が起っていた。県教組が行ったその年の『11・13』ストの直後に同町内のPTA会長らが音頭をとつてつくた『内灘町正しい教育を守る父母の会』(世話人・二ツ谷彦三内灘中学校PTA会長・兎)が、集会を開いて、スト参加教職員は直ちに町の教壇から去ることを要求し、町当局・教委の決断を望むと決議したというのである。しかし、同町のスト参加教師一〇人中八人を含めた粟ヶ崎小の学区の新興住宅団地の親たちは、ほとんどこの会合には参加していないかった。

ここにその一端が示されたようだ。こうしたこの町の（とくにわゆる旧部落の）古い体質は、火力反対運動の盛り上りにつれてさまざまの形でふき出すことになった。

四五年六月三〇日(『公害から内灘を守る連絡協議会準備会』(前出))が、勘定三城北病院長を招いて、火力発電所による硫酸ガス被害についての学習会を開くため申し込んでいた鶴ヶ丘公民館の使用を、三〇日、沖野為康元公民館長から、中村教育長の意向だとして断られた。驚いた同協議会代表らは一日、これに加わった同地区の主婦ら一五人と共に町教委に抗議し、その理由をただしたが、中村教育長は、公民館が「一方的な団体」に使用されることは好ましくない、同協議会のこの集会は「政治的なにおい」があるとして、もの別れになつたといふ。

驚くべき町当局の姿勢である。単なる管理上の一定の権限をカサにして、反対意見をとじ込め、町民の目や耳をふさごうといふのは、許されることではない。同協議会は「町当局はいったい、公民館をだれのものと考えているのか」と憤り、町民とともに強い抗議をつづけ、公民館側もひかざるをえず、一週間後には学習会は開か

れた。

四五年七月(これと同じころ、反対住民運動発端の地鶴ヶ丘団地四丁目の町会婦人部は、緊急役員会で火力建設絶対反対を申しあわせ、次の日から反対署名運動を起し、同町会を核にしてこれを河北郡に広め県民運動今まで発展させることを決めた。同部長のB子さんは、同年春クジで当つてこの役を引き受けたにすぎなかつたが、生活環境に関する住民の切実な要求を背にして署名運動の先頭に立ち、たちまち五百人余の署名を集め、これは金沢火力反対のその後の署名運動の発端にもなつたのである。

ところが、これにも圧力は目の前に待ちうけていた。県企画開発部と関係の深い仕事をしている会社に勤務するB子さんの夫を通じて、「ある人」から、その活動を注意されたという。家庭の中にまでも入ってくる悪質な黒い手である。表ざたになりにくかつたこの事件は、そのまま、聞にほおむられることになった。B子さんは次役員会の席で辞表を提出した。(朝日、46・1・6による)

同じころの七月二日、内灘町連合青年団(本野事務局長、五地区青年団の連合体で会員約四〇〇人)はその緊急理事会で、同青年団の解散を全員一致で決めて大きな波紋をよんだが、これも火力発電所問題がきっかけとなつて、よどみのような地元社会と青年団との古い関係からの脱皮がはかられた事件であった。同執行部は、これまで団の体質の改革にさまざまな取り組みを試みてきた。しかし、スト先生しめ出し問題(前述)にしても、地域の問題にふれ、これにとり組もうとするに必ず「青年団は政治問題に首を突っ込まない方がいい」「こんな政治活動じみたことをするなら、年五万円の補助金を打ち切る」(町当局)などと、足を引っぱられ釘をさされてきた。そしていま発電所問題に当面して、眞の青年組織のあり方を模索し

て、解散にふみきつたといわれる。

金沢火力建設阻止斗争は、はじめからこのようないくつかの欠陥以前に地元における泥沼のようなまゝの中では、根強く成長し、その中からよく、運動全体の核が形成された。この運動の核は、農・漁業などの生産の破壊にたいする抵抗とは異った基盤をもっている。そして、そこにある端的な「生活環境」の擁護というモメントが、こうした古い社会との対決を可能にしているのかも知れない。

金沢女子短大当局は、八月二八日、森井助教授にたいして、九月六日の夏休み終りまでに自発的に辞めなければ、免職処分にすると通告し、さらに九月八日には、『退職勧告に応じるなら、私行上の理由』といふのは撤回してもよいと、つじつまの合わない妥協案を示したりしたが、一〇月三日になって、学長名で（「教育的处分」だとして）役職（教務部長補佐、国文学研究室主任など）の当分の停止を発令した。圧倒的な住民の抗議の前に差当つて旗を巻かざるをえなかつたといえるが、これも、前記公民館しめ出しと同様に、決して最終的に断念したものではなく、今後の運動のなりゆきに応じて、なお流動するものとみねばならないだろう。

三 北陸電力と県当局

いかなる形であれ、結論を引きのばし、あいまいにしようとする者は、結果として加害者に味方する者であり、多くの場合、その背後には加害者のヒモがついている。（宇井純）

金沢火力建設の方針を発表していらい今まで、北陸電力は、自ら提出したずさんな「計画書」、「公害防止対策」の内容をふくめて、住民の前に計画について具体的に明かにしたもの（その焦点である公害防止について、現実的に意味のある説明）はなにもない。

前項で述べたような当初の「説明会」も、住民の批判が強まるともに行われなくなり、後には発言しなくなってしまった。発電所建設の認可に大きな権限をもつ県当局（その背後に加害者のヒモがついているか否かは知るよしもない）は、だだつ子のように口を閉じながら、その防波堤の役をつとめた。県知事はこれまで約一年半に亘つて「公害防止に自信をうるまでは態度を保留」とだけ言いつづけてきた。ばかり知れぬ陰湿さである。

いずれも、住民にたいして、公害防止についての責任ある發言は、要心深くさせて来たのである。

以下、その経過を簡単にたどつてみよう。

昭和四五年七月七日、北陸電力は、すでに新聞には公表してある金沢火力発電所の建設計画と、その公害防止対策を県知事に對して正式に文書で提出した。

既発表のものをあわせると、その内容のうち公害防止対策にかかる主な事項は（北國新聞による）、△硫黄分二%以下の重油または原油を燃料に使用する。△大気汚染防止法による緊急時にそなえて、硫黄分一%以下の超低硫黄重油を三、〇〇〇キロ備蓄する。△機械式集じん器によりスス、粉じんを除去する。△アンモニア注入装置により排煙を中和する。△高さ二三〇㍍の集合高煙突により排煙を高空で拡散させ、亜硫酸ガスの濃度を薄める、などであった。ところが、これに対して県当局は、燃料の消費量や、排水処理のための沈殿池の容量その他、肝心な点が余りにも不明確で、これらでは判断の基礎資料にならないとして、再提出を要求したといわれる。

しかし右の提出文書は、県が指摘したいくつかの欠陥以前に、県当局がこれによつて公害の有無を判断するための資料としては、そ

の基本条件を欠いていていることに注意しなければならないだろう。

たとえば第一に、一三〇mの集合煙突の有効高さは二七〇mになるため、地上一〇〇m～一五〇m付近に起りやすい逆転層を、煙はつき抜けることができるとしているが（北国新聞、六月二五日による）逆転層がこの高さに起りやすいということとの根拠は何も示されていない。（後述のように、後に現地で、三〇〇m付近に逆転層が観測されたのである）

また、この計画による亜硫酸ガスの煙源からの一定距離における接地濃度が、一応数字で示されているが、その推定の根拠はあいまいで、要するに、大気汚染の予測に欠くことのできない具体的な金沢・河北地区の気象データなしの、机上の公害防止対策にすぎない点である。

また第二には、公害防止の拠りどころを、国・自治体の諸規制基準においていることである。周知のようにたとえば、いおう酸化物にかかる現在の国の環境基準・年平均一時間値〇・〇五PPM以下というのは、決してそれで健康に影響がないという濃度ではなく、それどころか、これでは病人が増加することがすでに広く確認されているのである。そのような法規上の「基準」をめやすにして公害防止対策を作る（しかも、現在の汚染度がこうした基準よりはるかに低い金沢）というのは、どうしたことなのか。少くとも、加害者になるかもしれない企業が、自ら真剣にしてまじめに、その公的責任を自覚しているのであれば、このようなことは起きえないであろう。

少くともこうした点すら欠いて、企業による「対策」が立てられ、また、自治体当局による認可が行われるとすれば、被害者住民は愚弄されているときわむららなければならないのではないか。これでは企業の「対策」とは、いかに住民の批判をくぐり抜けるかの対策で

しかないことになろう。大気汚染の防止にかかる「拡散」、「環境基準」については、その正確な意味を充分明らかにしないと、これらはむしろ危険なかんせいになりかねない。

果して北電はその後、さきに述べたような予想外の住民の反対運動に驚いて、幾つかの数字いじりで防止対策強化を装った変更計画を八月一九日、県に再提出したのである。それは次の通りであった。

内灘町地内火力発電所計画書

昭和45年8月

北陸電力株式会社

（県厚生部に提出したもので、「2.公害
防止対策」以下全文の抜萃）

2 公害防止対策

(1) 大気汚染防止対策

A いおう酸化物対策

(a) 使用燃料いおう分 1.99%以下

(b) 煙突 単独、連立の別

2 かん連立集合形煙突

高さ 150m

ノズルの有無 有

項目	単独排煙時
排煙量	1,107,000 Nm ³ /H
速度	31.6 m/s
温度	135°c
高度	287m
度さ	0.0248ppm
度とき	13.4km
ガスの濃度と離	
噴出温度	
有効上部地點までの距離	
ガスの濃度と離	
喷出温度	
有効上部地點までの距離	
ガスの濃度と離	
喷出温度	
有効上部地點までの距離	

- (3) 燃料使用量
年間 1, 2号合計 約100万kl
(平均日量 " 約3,000kl)
- (4) 工業用水
a 取水方法
工業用水の引込みを希望するが、やむを得ないときは深井戸から地下水を取水する。
- b 使用量
作業時 1, 2号合計 約 2,000m³/day
常時運転時 1, 2号合計 約 800m³/day
(飲料水および雑用水を含む)
- (5) 大気汚染防止対策
a いおう酸化物対策
(a) 使用燃料いおう分 1.99%以下
(b) 煙突単独、連立の別
2かん連立集合形煙突
高さ 150m
ノズルの有無 有
- | 項目 | 2かん集合排煙時 |
|------------------------|-----------------------------------|
| 排出ガス量 | 1,107,000×2
Nm ³ /H |
| 排煙噴出速度 | 31.6m/s |
| 排煙温度 | 135°C
366m |
| 煙突有効高さ | |
| 最大地上濃度
(風速 6m/sのとき) | 0.0153ppm 2本 |
| 同上地点までの距離
" " | 17.7km |
- (c) 緊急時の対策
1, 2号共通の設備を1号建設時に設備する。
以上は石川県公害防止条例の規制値を十分下まわるものである。
- (6) ばいじん対策
排出ガス中の灰分 0.0154 g / Nm³
- (7) アンモニア注入装置
1号機と同様なアンモニア注入装置を2号機にも設置する。
- (8) 騒音対策
ユニットが2台になっても発電所敷地境界において60ポン以下となるように設備する。
- (9) 汚水防止対策
1, 2号共通の設備を1号機建設時に設備する。以上
- (c) 緊急時の対策いおう分 1.0%以下
の燃料油を3,000kl備蓄する。
以上は石川県公害防止条例の規制値を十分下まわるものである。
- B ばいじん対策
電気集じん器を設置する。
使用燃料の灰分 0.1%
燃焼ガス中の灰分 0.0769 g / Nm³
集じん効率 80%
排出ガス中の灰分 0.0154 g / Nm³
以上は石川県公害防止条例の規制値を十分下まわるものである。
- C その他
(a) アンモニア注入 液体アンモニアを氣化して煙道へ注入し、排出ガス中の無水硫酸を皆無とする。
(b) 環境測定
イ 気象観測 風向、風速、気温
発電所地点 1カ所
ロ いおう酸化物測定
溶液導電率法 3カ所
二酸化鉛法 19カ所
ハ ばいじん量測定
デボシットゲージ 7カ所
以上は石川県と打合せのうえ、早急に実施し運転開始後も永続して実施する
- (2) 騒音防止対策
低騒音形変圧器の使用、送風機用防音室の設置ならびに安全弁用消音器の取付けにより発電所敷地境界において60ポン以下とする。これは石川県公害防止条例の規制基準に適合するものである。
- (3) 汚水防止対策
中和そう、沈でん池ならびに油分離そうを設置する。
中和そう 約 45m³
沈でん池 約 1,000m³
油分離そう 約 12m³
排出する水質は「水質汚濁に係る環境基準」に定められた値以下にする。
- 3 2号機増設の場合
(1) 2号機増設時期
2号機増設の時期は需要の動向により定まるもので、現在は未定である。
(2) 冷却水使用量
1, 2号合計 24m³/s

『問題はない』と明言されて提出された六月の計画書に比べて、今回のものは、煙突高が一三〇メートルから一五〇メートルに、集じん機が機械式から電気式に、そして、使用重油の硫黄含有率が二%から一・九九%に変更された。しかし、そのように変更された理由も趣旨の説明も、まったくなに行われているのである。もちろん、説明不足の部分を補えといつた県の要請以外に、新しく変わった条件は何もないはずである。住民は当然、北電にたいする不信感を一層強め、またその無節操に強く怒った。

ところで、このように、一方で計画書の提出、再提出を行ひながら、北電、県当局は他方でそれぞれ別個に、日本気象協会に委託して、建設予定地である金沢・河北地区の気象調査の計画を進めていた。この調査計画はそれぞれ、同年一〇月二十四日、一〇月二十九日、「一月一日のわずか三、四日間すつ、しかも、これによつて大気汚染の決定的な予測ができるかのごとく宣伝しながら行われたのである。しかし現実にはむしろ、日本気象協会の名の権威をかりた世論沈静を目的にしていたものだつたばかりでなく、北電の調査は、その公表に当つて驚くべき改ざんすらなされて（後述）、反対運動に一層油をそそぐことになったのである。

また、結局翌四六年の三月によつやく発表された県委託の気象調査は、県当局にとって、その間、反対運動の動向を見定めるための時間かせぎの意味をもつものであつたといえよう。その間県当局は、住民にたいして、『建設の是非は、科学的に處理すべき問題で、政治的に同意することはない』（厚生部長）、「公害防止に自信をうるまでは態度を留保する』（知事）ということを執拗にくり返すのみであった。

（一〇月九日、県知事は、金沢火力建設について県議会議長、金

沢市長ほか関係五町の町長などを招いて意見を聞き、建設にたいする県の態度として、九月定期議会での答弁（『石川県における電力需給のバランスは供給が少なく需要が伸びてるのでバランスをとる必要がある。しかし住民福祉を考えると公害防止が第一で公害防止について自信をもつて保留したい』、議事録より）を基本にすることを決めた。またこの席で、『建設に同意するかどうかは、県の公害調査が終るまで結論は出さない』ことを強調している。）

この火力建設問題については、県は、こうして、あるいは気象調査結果に、またつぎには（後述のように）県の審議会にゲタをあずけて、自らは全く「意見のない」自治体当局を最後まで装いつづけた。

自らの意見を表明しないことは、もとより、責任を負わないということにはかならない。しかも県当局は、発電所建設の是非を最終的に決めるという大へんな権限をもつてゐるのである。人の生命にかかる重大問題について、責任を負わない権力がここにある。これこそが、公害を激化させている権力機構の根源である。

四 日本科学者会議石川支部の活動

すでにしばしば言われてゐるように、住民闘争、とくに公害闘争の場合には、科学的知識は不可欠の役割をもつてゐる。闘争は科学で武装しなければならない。われわれは余りにもしばしば、企業や行政が、御用学者を使つてあるいは宣伝をし、あるいは調査をおこなつて住民運動のきりくずしをはかつてきつことを知つてゐる。金沢火力建設は、さらに、その例を新しく作ったものである。そしてこの点で、日本科学者会議石川支部（以下、石川支部と略称）の活動は、住民の権利を代表する地元の科学者集団としての一定の役割

は果してきただといつていいであろう。ただ、企業や行政にたいする住民闘争の中での、科学者集団の位置、活動の形態などについては、なお幾つかの検討が必要であり、とくに、これまでの各地での経験に学ぶところがなければならないだろう。これは石川支部にとっての、これから課題でもあるが、以下、今日までの乏しい、しかし懸命のその活動の概略を記しておこう。

石川支部のこの発電所問題への最初のとり組みは、四五年九月一日の公開の『第一回公害問題シンポジウム——金沢火力発電所の建設をめぐって』であった。当時、支部活動はほぼ二年にわたる停滞状態の中についたが、七月はじめから計画をねり、講師依頼をへて具体化したプログラムは次の通りであった。

一、大気汚染と気象

久保 次郎（金沢地方気象台）

一、亜硫酸ガスと肺機能障害について

加藤 孝之（金沢大学医学部）

一、疫学的にみた大気汚染

小林 昭（金沢大学法文学部）

一、火電公害反対の住民運動

森井道男（金沢女子短大・内灘公害阻止連合）

前に述べたように、すでに地元内灘、河北地区には広範な住民運動が展開しつつあつたこの時点で、石川支部は立ちおくれの状態にあり、このシンポジウムの企画も、必ずしもはつきりした運動の見通しをもつたものではなかつたといつていい。しかし、充分な宣伝もなかつたにも拘らず、予想外の七〇名を越す一般市民参加者が会

場を満して、一応の成功をみたのである。これは、なによりも、當時もり上りつづつあった住民運動が、科学の武器を渴望していたことを少しあわせたといえよう。新聞もその内容を詳しく報じて、一般市民の強い関心をよぶことができた。石川支部はこのシンポをふまえて数日後に、次のような県民へのアピールを採択し、三〇〇〇枚のビラを諸組織を通じ、また街頭に立つて配布した。

内灘火力発電所建設計画にたいする公害防止について 石川県民の皆さんに訴える

こうした事情の中、われわれ日本科学者会議石川支部は、科学者の社会的責任において、この問題を考えてきましたが、本日、第一回公害シンポジウムを開いた結果、学問上、実際上の問題点が明らかになり、認識を深めました。現在の金沢周辺の大気汚染は、すでに、四日市市の昭和三六年段階に達しており、さらに汚染が進めば、人体に対する障害があらわれるおそれがある。

。今後の大気汚染を阻止するためには、複雑な気象条件と環境汚染状況の詳細な調査が不可欠であるが、それらの調査はまだ殆んどなされていない。

。公害防止の「環境基準」は、すでに汚染の進んだ地域でそれ以下に引下げるための行政目標であつて、そこまで引上げても健康に障害がないという意味のものではない。また、今の「基準」で安全性が保障できるかどうかにも多分に問題がある。

。生産活動の目的は本来、人間生活の福祉向上にあるが、近年の

公害問題累増は、これまでの経済主義的地域開発政策における産業優先主義によつて、この生産活動が、人間の生命・健康の維持・福祉向上に対立してきたことを示している。いわゆる「後進地域」への公害型産業の進出が懸念されている現在、石川県においてこのような不幸な事態がくりかえされぬよう、根本的な反省がなされねばならない。

現地の住民が不安を感じ、火力発電所設置に反対する運動を進めているのに対し、納得できる説明も措置も行なわれず、かえつて運動を抑圧する動きがみられる。人間尊重の立場から、住民の正しい意向は素直に聞き入れられるべきである。これらが、シンボジウムの報告と討議のなかから、わたしたちが認識した点です。

石川県のみなさん

県に提出された北陸電力の建設設計図書はきわめてズサンなもので、県民生活の安全が科学的にも確認されていないのに、住民を忘れた生産第一主義や一企業の都合で、火力発電所が建設されることには許されません。

被害が起つてからでは手おくれです。なによりも、被害の可能性をつくりださないための確実で具体的な措置がなされねばなりません。

県民のすべてが公害にたいする正しい自觉を高め、権力や財力による不当な圧迫を許さず、公害反対運動を強めましょう。

われわれは、科学者の一人として公害防止のために科学的にとりくむと共に、石川県民の皆さんとともに、一市民として社会的役割を果すつもりです。

一九七〇年九月一二日

日本科学者会議石川支部

具体的な気象条件、「環境基準」などの基本問題、「開発政策」との関係、あるいは力や金による不当な住民運動への圧迫など、大

気汚染公害をめぐる今日の問題の基本はここにはば整理されて県民の前に提示されたといえよう。

ところでこの頃、建設への動きは前述のように反対運動への不当弾圧を行なながら、その一主導者とみられる直山氏は他方で、自らその会長である県経営者協会の名で県・市・両議会に建設促進の陳情を行ななどの形で進められ、さらに前述のように、一〇月初め及び一〇月末には、北陸電力、県当局がそれぞれ別個に、日本気象協会に依託して、建設予定地域の気象調査を行つていた。さきの県知事の「電力需給はアンバランスだが、公害防止が第一で、これに自信をうるまでは態度を保留する」という見解は、もっぱらこの気象調査を念頭においていた慎重な発言であり、また、これらの調査の目的が、その結果のいかんにかかわらず安全性を県民に宣伝するための方便にすぎなかつたことはいうまでもない。

こうした事情の中で石川支部は、公害問題学習会や、幹事会での検討を重ねた結果、当然なによりも、県当局ならびに北電の公害防止に対する基本姿勢と考え方を追及する方針を決め、一二月はじめ、両者に対して、それぞれ次のような一〇項目の質問を提示し、石川支部主催の研究討論会に責任者を派遣してこれに答えることを要請したのである。

- A 中西陽一県知事宛の要請書（一九七〇・一二・五）に付記した質問一〇項目
- 一、石川県における環境規準設定の意志と、その基本的考え方
 - 二、日本気象協会に委託して実施した気象調査の方法とその意義
 - 三、石川県が把握している金沢地方の一般的な気象条件
 - 四、発電所使用燃料の硫黄含有量の認識方法
 - 五、排出される亜硫酸ガスの拡散状況と、地上濃度の予測

六、五酸化バナジウムなどの有害金属による汚染

七、大気汚染の監視体制と緊急時の対策

八、発電所等にたいする立入検査

九、北電の発電所建設設計画の安全性にたいする県の考え方

一〇、県が発電所建設を許可する具体的規準

B 金井久兵衛北電社長宛の要請書（一九七〇・一二・一一）に

付記した質問一〇項目

一、北電が把握している金沢地方の気象条件について

二、北電が実施した気象調査、風洞実験、その他の基礎調査について

三、発電所燃料として使用する重油の入手経路と、硫黄分のチ

エック方法について

四、電気集塵器と無水硫酸除去装置の効率、および維持管理について

五、建設計画一次案から二次案への変更の理由について

六、亜硫酸ガス汚染の地域別の予測値とその根拠について

七、五酸化バナジウムなどの有害（重）金属汚染の予測値と、

その根拠について

八、海域汚染（熱汚染を含む）と燃焼残留物の処理方法について

九、大気汚染その他の公害防止のためのチェック・システム

一〇、北陸電力が考える環境の安全基準と汚染の限度について

の姿勢の本質だったのである。

他方、北電の出席辞退の理由は、現在県当局が公害調査を進めている途中であり、その結果がでていない今の段階で、北電が一定の見解を外にだすと一般に誤解を与えるおそれがあるからというものであり（二月一六日、石川支店からの電話回答）、こちらはまた一層横着な態度であった。石川支店は北陸電力に対して「五日さら」に、今回の要請は、北電自身の公害防止に関する考え方、その具体的な内容をたずねたもので県とは何の関係もなく、一六日の回答は回答になつてない、として再度討論会への出席を要請した。しか

し一月五日かさねて電話で（石川支店長室・おおみ氏より）、質問については、これまで県当局に提出し又、新聞に公表したもの以上に説明することは何もない、（それらの防止対策の具体的な内容、効率などは説明されていないのではないか）支部（）今全国で使われているものと別に変わるものではない、（その全国で激しい公害が起つているから、県民は真剣に懸念しているのだ）、いや、一般に公害は複合的なもので、金沢の将来の汚染はある新港周辺（発電所建設予定地付近）の工業化に関する県の計画にかかるおり、われわれとしては、これに口出しができない事情にある……

こんなやりとりを電話でいつまでやってみても意味はない。しかし、およそこれだけでも公害企業の本質を知ることができよう。昭和四六年九月七日、津地裁四日市支部で開かれた四日市公害訴訟の尋問で、被告側証人と原告（被害患者）はそれぞれ次のように答えている。この被告が、かつて右のような質問を受けたとすれば、北電と同様の答えをしただろうし、又北電は、いつか将来、この被告と同様に次のような答弁をすることになるかもしれない。ある。

ほぼ予想されたとおり、数日後には両者とも討論会への出席を断つてきた。県のその理由は、質問内容に対しても県としてはまだ返答の段階はない、ただ、研究会にはオブザーバーとして県衛生研究所の公害部長を参加させたい（その資格は、県の意向を代表して述べるものではない）、といふものである。もとより、全くわけの解らない理由であるが、このような狡猾さこそが、その後も一貫した県

証人（被告側申請）（四一年七月設置した電気集じん装置は、

三一年三月設置した集じん装置とは）機能的には同じだが能力が格段に違う。試運転のさい、通電と同時に煙突から出でた白煙がピタリと止った。

——（原告代理人）三九年の黒川調査團の勧告から電気集じん装置設置まで何をしていたか。

証人 三六年から各種の装置について実験を行なっていた。十分な機能を果たしると結論できる装置が、見出せなかつただけだ。

——三五、六年ごろから四一年まで白煙の防除の方法がつかめないまま、生産量だけは八倍に増強したわけか。

証人 数字的には、そうなるだらう。

——北北東の風が吹いた場合、磯津地区の亜硫酸ガスは石原産業のものと考えてよい。

証人 違う。

——なぜ違うといえるのか。

証人 理由はないが、違うと思う。

——（原告代理人）ひどい発作はどういう状態か。

原告 息を止められて吸うのも吐くのもできない感じだ。とくにひどいときは、自分がどうなっているのかわからなくなり、気がついたらベッドの下に落ちていたということも何度かある。つい三か月前にもあつたばかりだ。

——病院から外出するときはどうするのか。

原告 午前三時ごろ、注射をしてもらって急いで沖へ出る。しかし、沖へ出るのが遅れて苦しくなり、漁をせずに帰つたこともある。短時間の外出のときも注射を打つてもらってから出ることが多いが、それでものどに薬をスプレーする噴霧器は必ず持つ。財布を忘れてもこれを忘れたことはない。

——訴訟の原告だった今村さんや瀬尾さんが亡くなつたが、どう思うか。

原告 自分もああいう死に方をするかと思うと情けない。いつものことが頭にこびりついて離れない。ゼンソクになる前までは、カセひとつないことのない病氣を知らないからだつた。

——公害を出していると思われる会社をにくむ思つたことはないか。

原告 自分の家族がいなければ爆弾を持つて工場をこわしただろうけど、子供や孫に傷がつくのでできなかつた。自分たちは、もうなつてしまつたのだから仕方ないが、子供や孫には決してこんなつらい思いをさせたくない。

これを、たまたま起つた偶發的な特殊な事例と考えるのは大きな誤りであろう。一人のゼンソク患者のうしろには、むしろ、何百人、何千人の潜在患者が存在するとみねばならない。こうして無力な民衆はいま、実はゼンソクではなくて、横暴な資本と行政権力によつて文字通り殺されつゝあるのである。

ところで、右の討論会への出席要請は非公開で行われたが、それが実現しなかつたあと、石川支部は、県には資料の全面公開を要求し、北電には、その不誠実と欺瞞に強く抗議して抗議文チラシを街頭で配布したが、それ以上の追及はなされなかつた。それは、この時点での支部の組織体制の弱さによるものであつたと同時に、他方では、こうした情勢についての認識・判断の甘さにもよつていたといわねばならないだらう。

他方のところ、北電が日本気象協会東京本部（毛利茂男本部長）に委託して建設予定地の内灘地区で一〇月はじめに行つた気象観測の結果がまとまり、一二月二六日北電は、この調査の結果公害の不安はないことがわかつたと県に報告するとともに、新聞にも公表した。その内容の主な点は、（新聞による）①地上風は、観測期間中ほとんど陸風（陸上から海へ吹く風）だつた、②上層（地上二〇〇

(三〇〇メートル) の風向は、陸風三に対し海風一の割合（注）北電の計画書では有効煙突高は二八七メートルであった、(3)また、この地域の逆転層の高さはほぼ地上二〇〇メートルまでであった、したがつて要するに、大気汚染にとって非常な悪条件になる逆転層の位置が、計画・有効煙突高より低いこと、また風も陸から海に向って吹く場合が多いことから、この発電所による公害発生の不安はない、というものである。

ところが驚くべきことに、この報告書は、原報告書には明らかに記録されていた地上三〇〇メートル付近の逆転層が、理由もなく削除され、改ざんされたものであることが明らかになつたのである。また、風向頻度の観測の仕方とその報告をあわせ考えてみると、この観測は、はじめから明らかに、予断をもつて作られた不正確な計画によつて行なわれたと疑わざるをえないようなものでもあつたのである。

科学者会議石川支部は、入手したこれららの資料を詳細に検討した結果、この一部データの削除は日本気象協会が、予想される公害を隠すために北陸電力と結託して行つた疑いがあり、このようなことは科学者として断じて許すことのできない行為だとして、この事実を即時公表するとともにきびしく追及していくことをきめ、二月一七日、同協会東京本部長宛に、データ削除の納得できる理由の説明と、このような不公正・不完全な計画によって観測を行い、また、その結果からみちびきえない結論を公表した社会的責任にたいする弁明を求める要請書を提出した。石川支部が出したその要請書、「内灘地点における気象観測の問題点についての説明要請書」の骨子は次のとおりである。

北陸電力は、貴日本気象協会に委託して行つた内灘地点における

気象観測結果について、昨年一二月二六日、「金沢火力内灘地点における気象観測データの概要説明」（一二月二四日、日本気象協会）と「金沢火力内灘地点における気象観測結果報告書」（一月一〇日、日本気象協会東京本部長）を県当局に提出した。われわれはこれを慎重に検討したが、この観測は科学的にきわめて重大な問題をもつてゐるばかりでなく、報告書が偽つて二種類出されていることが明らかになつた。

その主な問題点は次のとおりである。

(一) 観測結果の一部削除について

三日間に計一三回行つた温度鉛直分布観測結果のうち、最終報告書においては、大気汚染にとって重大な逆転層が観測された一〇月二日五時三〇分、同九時二三分の二回についてのみ、その逆転層のはじまる高さから観測結果を削除したのはなぜか。（一二二ページ第1図参照、以下同じ）

(二) 午後はなぜ観測を行わなかつたのか

温度および風速・風向の鉛直分布の観測については、第一日には、九時二三分に逆転層が観測され、また一〇時以降、陸風から海風に変っているのに、いずれの場合も第二、三日には、この時間帯（九時以降）の観測を行わなかつたのはなぜか。このような観測はきわめて不完全なうえに、予断にみちた計画によるとさえ疑われるが、どうか。

(三) 「概要説明」の不正確さについて

イ、地上二〇〇～三〇〇メートルの風向の測定は、一〇時以前一八回（第一、二、三日各七、六、五回）、一〇時以降第一日のみ五回行われ、前者はほとんど陸風、後者はすべて海風であったが、「概要説明」ではこれを、「陸風三にたいして海風一」とあつたとしている。このような「一般的」な結論はどうして出せるのか。

ロ、「概要説明」では、一〇月四日八時二〇分には地上付近転層解消となつていて、この時点では、地上五三メートルま

でしか観測されていない。観測もしないで解消はどういうことか。逆転層に関する観測は、すべて一〇時以前（計一三回）し
か行われていず、うち有効煙突高以上の高さまで測定されたのは僅か七回、しかもそのうち二回は三〇〇メートル付近に逆転層が観測されている。このような観測結果から「接地逆転層の高さはおおむね二〇〇メートル以下である」（「概要説明」）などとどうして言えるのか。

このようなわずか三日間の、しかも極めて不完全・不公正な観測を行い、そのままに一部データを理由もなしに削除して、それで、気象の立場から安全性が確認されたかのことき報告をしているが、これはどこからみても科学者として許しがたい不正な行為といわねばならない。あなた方は、科学者として右の点にどう応え、どう説明されるのか、また石川県民にどう責任をとられるのか。ただちに文書で、また責任者を石川県に派遣して回答されることを要請する。

この不正事件について、一方の当事者である気象協会の木ノ内政一調査部長は、即日、一二月下旬の最終報告書は私の責任で出したが、一ヶ月の報告書は中間的なものであって、後になつて北電に都合の悪い部分を選んで消したわけではないと語り、また他方、北電の原鰐石川支店長は、気象協会からは一ヶ月にも報告書を受けとったが、さらに一二月に、これが最終結論だとして与えられたので、気象学にしろうとの電力会社はそれをそのまま信じるしかない、と開き直つた。（一月二一日、朝日、大阪版）

一方、石川支部の質問状にたいして気象協会東京本部からは、三月になって（一日付）「気象調査は北電の仕様書に基づいて昨年一〇月上旬の三日間の早朝のみ実施した」「観測結果は、科学者の良心に従つて作成したもので、データの一部を削除したり無視する考

えはなかつた」「発表した解説書に一部誤解をまねく表現があつたのは遺憾に思う」という趣旨の僅か一〇行ばかりの、申しわけにもならない毛利本部長名の公式回答が届けられた。

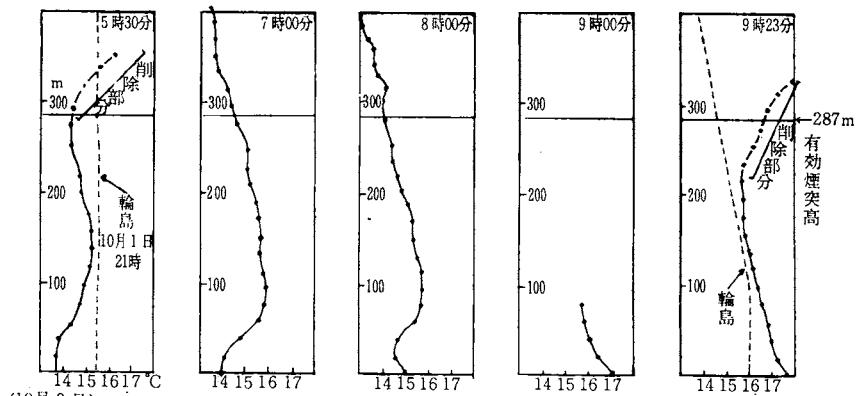
石川支部は、これに対し、一月二三日、市の中央公民館で約七〇名の参加者とともに「第二回公害シンポ——八金沢火力▽公害の危険性をめぐって——」を開いて「データ削除問題」を一般市民に報告し、企業と結託して民衆に敵対するこのようなエセ科学の実態とその危険性、北電の無責任な計画的具体的な問題点、さらに火電建設によって内灘砂丘地帯のかけがえのない動植物などの自然が破壊される可能性、などを強く訴えた。また、この削除事件については、中央の関係機関とも連絡をとつて、これをさらに広い場面で處理及する方針をきめ、日本科学者会議本部、日本科学者会議気象研究所（東京支部）、全気象労働組合中央委員会、全気象労組気象研支部、日本学术會議公害問題特別委員会、などにそれぞれ報告するとともに、強力な共同の抗議行動を要請し、さらに、気象協会の「一〇行回答」に対しては、かえつて疑惑を深めたにすぎないとして、即刻、要旨次のとおり再抗議（三月一〇日付）を行つた。

「内灘地点における気象観測の問題点」への回答に たいする抗議、ならびに再度の説明要請

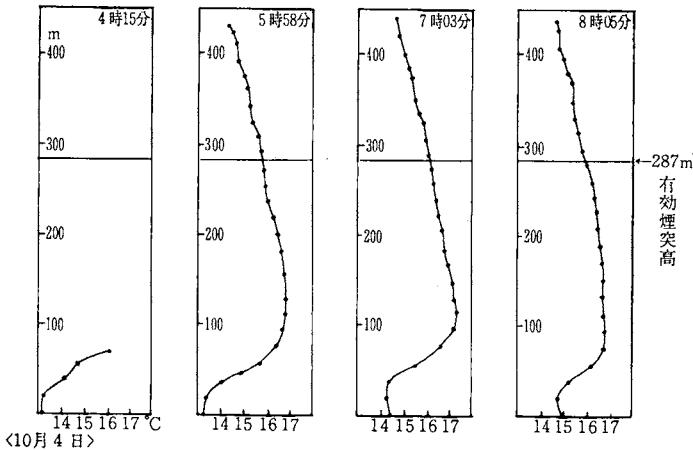
一、標記気象観測とその「報告書」、「説明書」は、データの削除はもとより、計画・実施の不公平、勝手な解釈・説明など全く不正なものであるが、今回の回答では、それは企業の仕様書によつてなされたという、しかし、どんな仕様書であろうと、それを引き受け、実施し、その結果を公表した専門学者としての責任は少しも免れるものではないが、その責任をどう考えるか。
一、「削除」の理由について回答には何の説明もないが、理由もなしに削除してどうして科学的といえるのか。

第1図 溫度鉛直分布図・内灘地区
 (「報告書」より) 昭45. 10. 2~4.

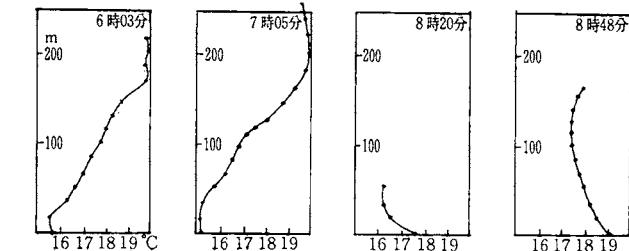
<10月2日>



<10月3日>



<10月4日>



△注▽

報告書の一〇月二日、五時三〇分、九時二三分の二回の測定図には、輪島測候所のラジオゾンデのデータが記入してある。この二回については、削除された部分のデータを---で示した。

一、「説明書に一部誤解をまねく表現があつた」というが、それはどのような点か、北電の、公害の不安がないという発表は、その不正な説明に拠っているのであり、具体的に訂正して公けに謝罪せよ。一、その他これほど多くの致命的な欠陥をもつたこの観測と報告は、それらについての納得できる説明ができないかぎり、やり直すほかないと考えるがどうか。

以上につき、すみやかに回答せられたい。

また、全気象労働組合第一六回中央委員会（三月八日～九日）は、この気象観測・報告書問題について、石川支部ならびに気象研分会、全気象・気象研支部の要請にもとづいて、毛利東京本部長宛の次の「抗議文」を決議し、さらに問題を重視して、毛利本部長に交渉を申し入れることを決めた。

「抗 議 文」（要旨）

われわれ気象労働者は、気象事業が大企業の利益や軍事目的のために利用されるのではなく、真に国民の利益のために発展するよう日夜努力している。

しかるに、自民党政の大企業本位の政策によつて、いよいよ激化し自然を荒廃させ、さらに生命や健康を破壊しているところの大気汚染の防止をめぐって、気象資料がしばしば、地域住民の不安をなだめ、「公害」反対運動を抑えるために悪用されると、われわれは強い怒りを覚えている。

気象協会は、気象の利用の普及・指導を通じて公共の福祉増進に寄与するためにつくられたものだが、近年、工場・発電所などの設置に関して企業側から気象調査を依頼される事例が目立ち、その調査結果は「科学的データ」として重要な役割を果しておる、気象協会の社会的責任は重大である。従つて、その気象調査

は「自主・民主・公開」の原則にのつとり、真に科学的におこない、えられた資料は全面的に公表しなければならない。

ところが最近、北陸電力の金沢火力発電所建設をめぐって、日本気象協会が行つた気象観測結果が事実をまげて発表されたという重大問題が明らかになつた。

この調査は公害予測という重大目的をもちながら、わずか三日間の、しかも極めて偏った計画に拠つて実施されており、その上データの一部を隠して発表し、さらに観測結果を歪めた解釈で報告されるなど、全く不正な、発電所建設を促進するためにつくられたとしかいよいのない政治的作文である。

われわれは、このような「資料」で火電建設を強行しようとする北電と同時に、企業に迎合してこれを作成した日本気象協会を断じて許すことはできない。日本気象協会はすみやかに姿勢を正してこの報告書を撤回することを要求し、強く抗議する。

日本科学者会議気象研分会もまた、長時間の討議をふまえて、この気象観測にたいする石川支部の批判、問題点の指摘を全面的に支持する旨の声明を採択し、あわせて石川支部の活動を支援することを決めた。

全気象労組の「抗議文」がとくに指摘しているように、日本気象協会などによる気象観測やその資料が、ときに、大気汚染にたいする地域住民の不安を沈静し、公害反対運動を抑えるために悪用されていることは今日、疑いないところといわねばならないだろう。むしろ、ある場合にはそれは、公害加害者たちが、その意図を実現するための積極的な武器にさえなっているのではないかろうか。少くとも、金沢火力建設問題をめぐるわれわれのいくつかの経験からすれば、そのような疑いを全く否定することはできないのである。そして、もしそうであるならば、これも本来なら公害を抑えるための手段であるはずのいわゆる「環境基準」とともに、われわれは当面こ

れを、その根底から糾弾する必要があるだろう。

右のデータ「削除問題」は、こうした問題の恐らくは水山の一角にすぎないに違いない。しかし、たとえその一角であろうと、これについて県委託・日本気象協会実施の「金沢・河北地区大気拡散調査」、さらに、北陸電力委託・三菱重工長崎研究所実施の「風洞実験」(注)などの結果をそのつど、きびしく批判して、これらが加害者側の有力な武器になることを許さなかつた石川支部の活動は、高く評価されていいのではないか。もともと、気象関係の専門研究者を会員にもたない石川支部のこの取り組みは、想像を越えたねばりの連続であった。東京、京都などの研究者の再三の支援に支えられながら読けた学習会は、恐らく數十回を数えているにちがいない。しかしながら、この活動は、きびしい追及によってその改ざん行為を認めさせる以上に展開させることはできなかつた。これをさらに、住民運動の現実的な武器にまで仕立てることのできなかつた支部の組織と運動の弱点については、あらためて検討しておく必要があるであろう。

大気汚染に関する風洞実験の問題点について

一九七一・八・二三 日本科学者会議石川支部
さる七月末、徳田金沢市長が北陸電力株式会社に風洞実験実施を要望していることを明らかにして以来、風洞実験をめぐる動き

はにわかに活発になり、市当局は、石川県公害審議会小委員会の席上、風洞実験の条件設定などについて小委員会の協力を要請した。しかし、それにもかかわらず実験は、小委員会等が実験条件の検討や実験の科学的根拠の説明を独自に行なう時間的余裕もないうちに、すべてを三菱重工長崎研究所側にまかせて、七月二二日から八月四日にかけてあわただしく実施され、九日にはその実験結果の概要が発表された。

新聞報道によるとその結果は、亜硫酸ガスの最大着地濃度は、全くの偶然の一一致のごとく、北陸電力の机上計算の〇・〇二四八PPMをわずかに下まわる〇・〇二四一PPMだったとされていることは注目に値する。今回の風洞実験の結果についてはわれわれは、なまの実験報告書が公開されて後にあらためて、具体的な批判をおこなうであろう。この簡単な文書は、これまで三菱重工業によっておこなわれてきた大気汚染にかかる風洞実験のもう重大な問題点を一般的に指摘して、広範な注意をうながすことを目的とするものである。

△風洞実験の問題点▽

1 三菱重工業による風洞実験の科学的根拠は、はつきりしているのか。

模型実験が意味をもつたためには、それと実際の大気拡散との間に理論的整合性が成立する必要がある。また、実際の汚染を模型内で再現できたり、事前の風洞実験による予測が事後の実際と一致する結果がえられていたりする必要がある。これらの点は、いずれもまだ立証されていない。大気汚染にかかる風洞実験には、なお解明しなければならない科学的な問題点がふくまれていることは、たとえば最近刊の「科学朝日」(四六年九月号)にも指摘されているとおりである。

今回の実験の条件はどのように設定されたのか。

今まで三菱重工業によって行なわれてきた風洞実験は、たとえば次のような、きわめて重要な問題点をふくんでいる。

a 風速をどのように設定したか。またその理由ははつきりしているのか。

1/2,500 に縮少した模型の上に 6m/sec の風を吹かせたといわれるが、 $6m/sec \times 2,500 = 15,000m/sec$ の風が吹いているという非現実的モデルを、どのような修正によって実際の場に適応させようとしているのであろうか。

b 模型内の煙突高はどのように決められたか。

煙突の実高の縮尺によって模型煙突を定め、その上で相似性の成立する速度で気体を噴出させたのであろうか。今までの実験では、計算によって求めた有効煙突高を縮尺してそれを模型の煙突の高さにしておこなわれてきた。

c 排ガス量をどのように設定したか。

模型内のある地点での濃度は、当然、排出されるガスの濃度と、時間あたりの流量によって影響をうける。今までの三菱重工の実験では実際の排ガスと模型の排ガスの流量の比が考慮されていない。

3 実際の環境条件は、どの程度模型内にとり入れられたのか。

大気の安定度、河川、湖沼の影響、海陸風による循環等、実際上の問題になる因子はどの程度まで、今回の実験条件に加味されているのか。ダウン・ウォッシュなどの局地的汚染についての実験は試みられなかつたのかどうか。

4 実験結果から、論理的に正しく計算して、実際の汚染度が推定されているかどうか。

1、2 でのべたこの実験の科学性・論理性のあいまいさがこの計算過程に反映する。今までの三菱重工の実験結果の計算においては、さきにのべた排出流量に関する係数などは全然計算にいれられていない。

△三菱重工業の風洞実験の社会的側面▽
以上のべたような風洞実験の技術的・自然科学的側面と同時に、その社会的側面の問題点をも指摘したい。

1 三菱重工業の風洞実験は、今までどのように評価されてきたか。

新産都市あるいは火力発電所等の新設にさいして、しばしば、風洞実験が三菱重工によって行なわれ、企業に有利なデーターを出して住民からきびしく批判されてきた。たとえば、和歌山・海南市をモデルとした実験では、現地拡散実験より一桁低い値を発表し、きびしい批判をうけている。

2 三菱重工業は金沢火力建設について、第三者的機関と考えられるか。

三菱重工業は発電機、ボイラ等を電力会社に販売しており、金沢火力についても、発電機等の発注をうけている。経済的利害関係によってかたく結びついている企業の行う実験から、公害の危険性を指摘するデーターが出ることは、公害をめぐる現在の企業と一般住民との関係においては市民的常識からは期待できないものである。

なぜ、このような三菱重工業に風洞実験を依頼したのか。

大型緩速風洞実験施設は、京都大学、工業技術院、電力中央研究所等にもあり、これらの中からなぜ三菱重工がえらばれたのであろうか。企業から企業への依頼によって、無理に日程をあけてもらつたということであろうか。

県民にとつて必要なことは、一層科学的なデーターがえられることであつて、どこでもよいからいそいで依頼するというところではないはずである。

今回の風洞実験においても、上にのべたような技術的・科学的问题点が、抜本的にあらためられないなければ、その結果が非科学的なものであることはあきらかである。そのような場合には、さきの気象調査報告における北陸電力の無責任な態度とあわせて、ふたたび、その企業としての責任がきびしく追及されるであろう。

金沢市当局にたいしてもまた、これまでの三菱重工による風洞実験のデーターを関連地方自治体を通して取りよせ、今回の実験結果とあわせて、自らの責任において科学的検討を加えられることを要望する。また、これまで、新産業都市建設等にあたって、風洞実験の結果がどのように利用され、また、そのために、いかにきびしく地域住民によって批判されてきたかをあきらかにされることはを要望する。風洞実験の実施を要望された金沢市当局の責任は実験結果をただうけ取ることでおわるものではないとわれわれは考える。

ところで金沢地方気象台が、この前年のある時期にある公けの場で、金沢火力建設計画について公害の恐れのあることを指摘したことがあるが、これに対して不当な圧力が加えられたことが、丁度この頃伝えられているのである（『全気象』労組機関紙、四六・一・一五）。ある元気象庁幹部と、気象研究所（気象庁の研究機関）のある部長らが、東京管区台長（関東・中部・北陸地区を管轄）を通じて、金沢地方気象台にたいしこの指摘のもみ消し説得にあたったともいわれている。これもまた、右のいわば“武器”の容易ならぬものであることを端的に示したものといえよう。

さて、さきの「削除問題」については、石川文部の再度の抗議、説明要求の約半月あとに、毛利本部長が、NHK（金沢放送局）のH記者に次のように答えたとテレビで報道されることを付記しておこう。それは、『……北電にデータを出したところ、解説してほしいといわれたので、科学的に説明できるデータだけを報告した。地上二七〇メートル以上の高いところに出たデータが除かれていることが問題になっているようだが、これは、はつきり説明できなかつたので除いた。……』という（三月二三日、夜）。

まず、はじめに説明があつて、観測データはそれに合わせてノリ

とはさみで切り貼りするのだという、驚くべき日本気象協会の「科学」である。

以上の他、科学者会議石川支部の活動については、とくに石川県公害対策審議会の審議にたいする有効な批判があつたが、以下、これについてその若干にふれることにする。

五 「審議会」——加害者のもう一つのとりで——

「この審議会は、金沢火力発電所について、その建設の可否を知事に答申するのか、どうか。」

『審議会は県に意見を述べるだけでなく、結論を出す方向で検討を進めるべきだ。』

昭和四六年五月三一日の第二回県公害対策審議会では、まず、前年一〇月、県が日本気象協会に委託して行った「金沢・河北地区大気拡散調査報告書」に関するある専門学者の見解（評価）が報告されたが、そのあと、この審議会は金沢火力について何をするのかが論議の中心になった。これに対し県当局は、県公害防止条例やこの公害対策審議会規則からみて、知事は、発電所建設の可否の態度を決めるのに審議会に諮問することは義務づけられていない（またこれまで、諮問はしていない）、しかし、審議会は県内外各界の権威者を集めた公的機関なので、態度決定に当つてはその結論を重視する方針だと答え、他方同会長は、一応答申のような形に審議会の意見をまとめてとして諒承された。

したがつて、これ以後金沢火力問題論議の一つの中心舞台になつたこの県公害対策審議会は、まったく権限のあいまいな、しかも結果については匿名の全責任を負う委員会であった。

しかも、およそ一〇か月にわたる審議の後、この審議会は最終段階には、知事に諮問され、北電の建設計画（第三次計画）は当審

議会が示した公害防止の条件に適合する、と答申したのである。

三九名の審議会委員のうちの過半は、ただ結論を出す際に建設費成に「同調」しただけで、内容の具体的な討議の過程では終始発言しなかつたから、「公害」についてはほとんど判断能力はなかつたものと認められる。(以上二つの段落は、脱稿後に追記)

しかし、こうしたある審議会の具体的な経過の問題以前に、あるいは「環境基準」を決め、あるいは企業の建設設計画の可否を判断するという公害問題にかかるる審議会そのものの意味を考えてみる必要があるだろう。すなわち企業が、自らの生産活動によって起るあらゆる結果を正面に予測し虚心に認めて、これに責任を負う姿勢があれば、審議会の必要性はほとんどなくなるのである。いいかえれば、自らの行為の結果が、殺人にもつながることを自ら認識できない、いや、認識しようとしている企業の体質にこそ、今日のすべての公害再発の本質がある。そして、この点の転換がないかぎり、審議会はこれからも工場設置の許容範囲(諸「基準」)を作りつづければならず、また、公害は永久に再発するであろう。

こうした点では、「公害立法」もこの審議会と共通の性質をもっている。

……政府は、公害対策基本法を準備する段階(昭和四〇—四一年)において、これが成立すれば今後は公害の心配はないといふように宣伝した。しかし、昭和三九年、総資本の政策遂行の一環としての、三島・沼津への資本進出が住民反対運動によって挫折し、そのプログラムの拠点の一つが失われたという背景の中で、この基本法は、この事態に対処する対策としての側面をもって準備されたといふ庄司光氏の指摘は正しいだろう。なぜなら、公害対策基本法はその目的の第一条第二項で、「前項に規定する生活環境の保全については、経済の健全な発展との調和が図られるようにするものとする

として、むしろ、経済成長をそのために抑えてはならないことをあらためて法的に規定したし、まして、その後も公害は一層拡大し激化したからである。(『ジュリスト』一九七〇年八月一〇日臨時増刊「公害——実態・対策・法的課題」、一四四ページ参照)

(注) 石川県公害対策審議会委員名簿

平 平 中 德 德 武 鈴 新 篠 佐 駒 木 喜 加 紗 大 石 荒 浅 青 青	山 田 征 二	兵 吉	勝 実	石川地方同盟会長
本 田 島 野 田 木 名 塚 竹 井 羽 内 藤 野 谷 崎 井 谷 木	余 十 勝	俊 之	有 信	北国新聞社副主筆
栄 与 利 健 重 敏 俊 義 佐 重 義 俊 俊 俊 俊 俊 俊 俊	志 づ 子	弘 造	敏 之	金沢大学法文学部教授
実 宏 治 清 郎 作 紀 吉 男 重 男 重 男 重 男 重 男 重 男	泰 敏	工 学 部 教 授	医 学 部 教 授	医 学 部 教 授
金 沢 市 長	県母子福祉協会理事長	理 学 部 教 授	理 学 部 教 授	理 学 部 教 授
石 川 県 農 協 青 壮 年 部 協 議 會 委 員 長	小 松 市 長	県婦人団体協議会会長	県総務協会理事	県総務協会理事
石 川 県 評 常 任 幹 事	石 川 県 評 常 任 幹 事	石 川 県 評 常 任 幹 事	石 川 県 評 常 任 幹 事	石 川 県 評 常 任 幹 事
金 沢 市 長	金 沢 市 長	金 沢 市 長	金 沢 市 長	金 沢 市 長
金 沢 大 学 葉 学 部 教 授	石 川 県 評 常 任 幹 事	石 川 県 評 常 任 幹 事	石 川 県 評 常 任 幹 事	石 川 県 評 常 任 幹 事

北陸中日新聞社編集局長

金沢商工会議所副会頭

県建設業協会会長

県石油販売協同組合理事長

石川地方同盟書記長

根上町長

弁護士

石川県医師会長

県議会経済常任委員長

公害対策特別委員長

厚生常任委員長

石川労働基準局長

金沢地方気象台長

金沢地方法務局長

石川県厚生部長

須石市厚生部長

大野村立花谷操

佐藤板井松好

吉田賀成員

佐々木多喜

神保又一

田中鉄文

岡田泰治

安田久雄

森茂夫

福喜信

眞喜英

福光

山喜助

松要博

田英樹

(最後の三名は、四六、六、三、新たに委嘱)

したがって、公害立法や公害関係審議会にたいする住民側の対策は、そこで行われようとする具体的な決定の非科学性や欺瞞を徹底的に暴露するだけでなく、このよき本質とカラクリを見極めて、その点にたいする周到な追及と斗いが必要であろう。金沢火力建設

反対斗争では、これまで前者については一定の成果を挙げたと思われるが、後者は必ずしも充分ではなかつた。以下この審議会の審議経過をその山になつた部分を中心簡単に記録してみよう。

石川県が日本気象協会に委託して昭和四五年一〇月二九日——一月二日の五日間、公害を予測するために建設予定地の内灘地区で実施し、その結果を発電所建設認可のテコにしたいと考えていた「金沢・河北地区大気拡散調査」の報告書が、ようやく公表されたのは翌四六年三月一日であった。「金沢火力発電所建設反対各種団体連絡會議」(後述二三三ページ以下参照)は即日、この観測が、観測の時期・期間や、観測地点などの計画そのものが極めて不充分なものであることを批判し、しかもこの結果によるかぎり、亜硫酸ガスの最大着地濃度は〇・〇七八 PPM で県の排出基準の二・六倍になるなどの点から、公害の起る危険の大きいことを指摘した。この結果に驚いた県当局は、約五〇ページに及ぶこの専門報告書について「中身は専門家でないので全くわからない」(厚生部長)から、これから専門家にその評価を依頼してその後に県は判断するとして、坂上治郎お茶の水女子大教授、桜庭信一気象研究所応用気象研究部長、光田寧京大防災研究所助教授の三人に資料を送り、一方、前記のように県公害対策審議会にこれを報告してその検討を要請した。これを受けた審議会は、そのため、審議会内の専門関係委員一二人で構成する金沢火力発電所問題小委員会を設け、それ以後ここで大気汚染だけでなく、水質、騒音、防災などの問題についても検討することを、六月二三日決めたのである。

この審議会では、終始、公害防止のための対策と方針に対しても、「電力確保」のための行政上の要求が優越したとみられるが、ちなみに、大気拡散調査結果を検討するためのこの専門委員会にも七人の医学、理学、工学、気象関係専門委員とともに、金沢市

長、小松市長など五人の市町長が加えられて、強力な発言をつづけたのである。（拡散調査の評価についての小委員会の案を作る作業は、この中のさらに三専門委員によって行われた。）

六月中旬にいたってようやく拡散調査結果に対する前記三専門家の見解が揃い、これに五月中旬、日本科学者会議石川支部が独自に提起した詳細な検討結果を加えて、小委員会は八月二十四日（第六回小委員会）、一応の結論をまとめにいたった。その要旨は、「現

在、大気境界層の拡散について確實にこれを予測するには、なお理論上、技術上の限界があるが、この調査の結果、一時間最大着地濃度の予測値として示された〇・〇七八PPMという値は、いおう酸化物による汚染のめやすとしてほぼ妥当なものと評価できる。なお、〇・二PPMにもなりうるという見解があることにも留意する必要がある」というものである。こうして、発電所建設認可の拠りどころを失った県当局（小委員会事務局）は、かねて準備の上、すでに八月三日の第五回小委員会に、いおう酸化物にかかる県の環境指導基準の設定を提案していたのである。

八月二十四日の小委員会では、この環境指導基準に関する事務局原案が長時間討議の末もち越され、つづく九月七日の小委で、拡散調査の評価（小委案）とともに、これが「年平均一時間値〇・〇三PPM以下」と決定された。小委員会としてはこの時ははじめて、事實上の採決が行われたが、金沢火力問題の審議の全過程を通じて、これはとくに大きな山であったといつていだらう。討議はえんえん六時間つけられた。新聞は翌朝第一面に、県の基準は国の基準（〇・〇五PPM）より四割もきびしく決ったとして、大々的に宣伝した。この決定に対しでは、住民運動の側から一斉に批判と抗議が起り、各種団体連絡會議（後記一三三ページ）は即刻強く批判、共産党県委員会は県知事他にたいして基準を〇・〇二PPM以下にす

るよう要請、また科学者会議石川支部は次の要請書を、県知事、金沢市長、審議会委員全員に提出した。その問題点は、この要請書に述べられている通りである。

関係各位殿

一九七一・九・一六

日本科学者会議石川支部

「環境指導基準」案の再検討の要請

さる九月七日、県公害審議会・小委員会は、金沢・河北地区のいおう酸化物にかかる環境指導基準を、一時間値の年平均値で〇・〇三PPMに決めた。しかしこの案は、次のような点からみても、県民の健康を守り、安全な生活環境を保持するための、実効ある環境基準には、全くなっていないものといわねばならない。

一、この小委員会案は、いおう酸化物の年間を通じての一時間値の年平均値を〇・〇三PPMとしただけであって、二四時間平均値、および一時間値についての規制は全く考慮していないから、短期間、短時間の高濃度汚染をおさえることができない。これでは、健康を守るために基準としては、ほとんど無力に等しい。

二、人の健康保持を第一義とすべき環境基準は、国の環境基準専門委員会報告（昭四三年一月）も述べているように、これまでの疫学的調査にもとづいて、この値ならば、(1)病人の病状の悪化、(2)死亡率の増加、(3)閉塞性呼吸器疾患の有症率の増加、等々がみられない、ということを拠りどころにして決められねばならないのはいうまでもないことである。同委員会が政府にたいして行った勧告も、大阪市、四日市市などにおけるそのような調査結果を根拠にして、二四時間平均一時間値を〇・〇五PPM、一時間値の最高値を〇・一PPMにしているのである。これにたいして、小委員会案の年平均〇・〇三PPMという

値には、こうした健康保持という観点からの根拠は、全くない。

三、植物の健全な育成の保持のためには、人体の場合よりも一層きびしい環境規制が必要といわれているが、今回の小委員会案は、この点でも、石川県のこうした植物や農作物の保護について、なんの資料の検討もせず、また、まともな討議もまったくないままに決められた。

× × ×

以上のような、健康保持と自然保護という本来の根本観点をまったく欠いた環境基準案が作られたことについては、今回の案の決定にいたる過程の、次のようなゆがみが、その基本原因であつたといわねばならないだろう。

一、小委員会による基準案検討の土台になつた原案は、同委員会内の専門関係委員の手になつたものではなくて、事務局（県当局）が作った「試案」であったが、この「試案」が、次のように、本来、健康保持の観点を欠いたものであった。

(1) 「試案」は、A、B、Cの三案を提案しているが、この三案の出発点にされたA案の年平均〇・〇五PPMという値は、汚染のかなり進んでいるいわゆる中等度汚染地域の実際の年平均値であつて、これ以下なら健康に障害がないといふ意味のものではない。

(2) さらにB、C案は、このように美しい石川県の現状からはあるかにかけ離れたA案の値〇・〇五の、八掛けとか七掛けといった、まったく乱暴なめの計算で出されたもので、理由もなにもない。こうして小委員会の検討は、はじめから、石川県の環境基準としては、根拠もなにもない数字を中心にして、めぐりはじめたのである。

二、他方、この「試案」は、その冒頭に「……環境基準として、次の各案が実行可能なもの……」とうたっていることにも示されているように、もともと、行政上の都合を基本観点にしたも

のであった。そして、さらに、小委員会が決定するにいたつた〇・〇三PPMという値は、最終的にはもっぱら、金沢市当局が強く要求したところの、現在の重油使用量の伸びをそのままにしても、しばらくは「実行可能」という線をメドにして決められたのである。

こうして小委員会は、終始、県民の健康確保をおき忘れて、行政上の都合に動かされ、案を作つてしまつたのである。

三、そのため、くり返し強く主張された健康保持の観点からする所の、〇・〇二五PPM以下、または〇・〇二PPM以下にす

るという意見は、ほとんど無視されてしまった。

拡散調査結果の検討をいそいでいた金沢火力問題小委員会が、なぜ、あわてて、環境指導基準案をつくらねばならなかつたのかも、理解できないことである。

今回の小委員会案の年平均〇・〇三PPMという値は、現在の富山みなみの汚染度に近いものである。健全な県民の感覚からすれば、自然状態以上の汚染は、そもそも許されてはならないのであって、いわんや、緑にめぐまれたこの石川県を、今よりもっと汚染させるように指導するといふこのばかげた指導基準案は、上記からみても、転倒した行政姿勢の反映としかいいようがないであろう。

県民を公害から守ることを根本使命とする公害審議会は、この案を直ちに小委員会にさしもどし、小委員会は出発点に立ちもどつて、根本から再検討されることを、われわれは強く希望する。

また、県当局は、小委員会事務局として行った上のような大きな誤ちを謙虚に反省し、県民にたいする本来の尊い責任について、その姿勢を嚴重に正すことを要求する。

この二件についての小委案は、次の九月二〇日の審議会総会に提出されたが、ここでは、報告の内容審議以前に、小委員会が環境基準案を作つたことに關しての審議会の役割の問題、その他をめぐる論

議で四時間余りも紛糾し、さらに農作物被害問題、短時間高濃度汚染問題などが未検討である点にも強い批判が出て、結局小委員会は再検討することで、この日の審議会は流会同様の形で終ったのである。その後小委員会は、さらに四回の審議を経て、一二月九日の第五回審議会総会に最終報告を提出して、その幕を閉じることになった。金沢火力をめぐる県公害審議会の本質的な役割、それを中心に

めぐった建設可否の論議は、さきにもふれたように、この八、九月の段階で一つの山を越して、ここで建設へ向う大まかなレールが敷かれたのかも知れない。それまで問題の焦点は「拡散調査」の結果であったのに対しても、ここでそれは、発電所建設の「許容限度」にすり替つたのである。

小委員会の最終報告は、農作物被害問題に関する対策には全くふれず（現在のところこの対策を立てるに必要なデータがない、といふのがその理由と伝えられた）、また、短時間高濃度汚染対策としての亜硫酸ガスの一時間値、二四時間平均値については、その設定には、金沢市内等における現状での汚染濃度の正確な実測データが必要という理由で、これを見送った（「金沢火力発電所問題小委員会報告」昭和四六・一二・三、八ページ）。またこの報告書には、「(2)金沢・河北地区におけるいおう酸化物に係る環境指導基準案による諸対策について——大気汚染にたいする公害防止の方策としては、健康の保護及び生活環境の保全の立場から望ましい環境基準を設定し、これを基本とし割当によつて排出基準を定めることが現在の公害対策の理想とされている」（同上、七ページ）という一節があるが、これは、はからずもこの委員会の姿勢の一面を語っていたといえよう。「環境基準」はもともと、すでにひどく進行した汚染を正面から下げるという行政目標だといわれる。したがってそれは、多少とも健康をギセイにした、資本の活動（それは

しばしば“文化生活の向上”などといわれる）にたいする妥協にはかならなかつた。少くとも、（わが国の現状では）その急激な抑制に伴う一層の混乱をさけるための止むをえない措置と解されるものであつて、『公害対策の理想』は明確に、汚染物質の排棄自体の不當性の確認を基礎にすべきである。

これまで述べてきたように、県公害対策審議会・小委員会はさまざまの方法で、審議の論点をあいまいにして、問題点をすりかえて、こうして最終報告を決めるにいたつたのである。その中にあって、学識専門委員としてこれに加わつた二人のK委員の、拡散調査結果や環境基準・事務局案などにたいする、明確な根拠を挙げての問題点の指摘・批判の精力的な活動は、労働代表として審議会に加わつた他の二委員のそれとともに、とくに記しておかねばならないだろう。明確な議事録も残されないこの審議会の本質は、たえず、うやむやな論議のなかで問題点の指摘をそらしてしまい、また、委員会としての幾つかの結論についてはとくにその理由と根拠を記録に残せといつてこれら委員の提案も、すべて無視され、終始強引な行政ペースが優越したのがその実態だったのである。その意見が少數意見としては付記される場合にも、答申本文の外に「別添」として添付されるというしまつである。しかしそうした討議過程においても、審議内容の重要な問題点はほぼ、県民の前に指摘・明確化され、また、環境基準に関する答申では、「医学的見地からは、年平均〇・〇二PPMをとるべき」であることを示す一節を入れて、将来の歯止めを設けさせたのである。これらは、この審議会の中でも可能な最大限であったといえよう。

ところでこの審議会にたいして県当局は終始、『ムリ押しの形を残さない』ことにつとめた。そのため知事は、『時期をみていすれば

正式に諮問する』とくり返しながら、ついに半年以上も諮問なしで審議させ、そのなりゆきをみながら〇・〇三という値が答申される見通しが立った時点で、ようやく正式諮問した。したがってその諮問の根幹は、次のように『環境濃度を…に維持する…ために必要な措置』であって、『被害の有無』ではなかった。

『石川県公害防止条例第二一条第一項の規定に基づき、金沢火力発電所立地に関し、次の事項について貴審議会の意見を問い合わせます。

1 大気汚染防止のため必要な措置、特にいおう酸化物について
は、金沢・河北地区における環境濃度を年平均一時間値〇・〇
三PPM以下に維持すること及びそのために必要な措置

2 水質汚濁防止、騒音防止、防災保安等のために必要な措置』

ただこの四六年一二月の時点では、ムリ押しをさけるという姿勢もやや動搖していた。それは、北電の計画書提出からすでに一年半、当初の着工予定時からも一〇か月を経過しており、そのため當時の一二月県議会にはなんとかはかりたいと考えていたこと、それにもかかわらず、一二月三日の小委・最終報告には、前回からもち越しの農作物被害問題、短時間高濃度汚染問題のいずれにも具体的な措置がないため次の審議会での紛糾が懸念されたこと（これらについては、科学者会議石川支部は一二月八日、『いおう酸化物の環境基準ならびに排出基準と、農業被害に関する見解』を発表して、きびしく批判していた）、さらに後述のようにこの時期に、地元内灘住民の反対運動が団地のわくを越えて旧部落にも広がりつゝあったこと、などが県当局のあせりの背景だったであろう。

こうして、この小委報告と知事諮問が同時に出された一二月九日

の審議会では、冒頭から運営の方法などで長時間紛糾し、結局答申原案を作るための新たな特別委員会を設けることにして次回にもち越したのである。そしてその際、大方の委員は、次回にその特別委員の構成が報告され、議事日程がはかられるものと考えたにもかかわらず、二日後の一一日（土）突如、午前中には人選を終えて、審議会に報告されることもなくその午後には『答申原案作成特別委員会を開催、委員間の協議により、答申原案の素案を作成』し、翌一二月午前各委員がそれぞれ自宅で検討した『結果をまとめて原案を作成』（『答申原案作成特別委員会審議等経過』より）してしまったのである。いうまでもなくたちまち、『県民無視の抜打ち審議』といふごうごうの反発・非難・抗議がまきあつた。さればかりでなく、この原案では、環境基準に関する小委報告の『将来年平均一時間濃度にして〇・〇二PPM以下に近づけるよう努力されることを望む』がぬき取られ、また、前回各委員から強く出された『亜硫酸ガスの植物への影響』について検討するという申し合わせもまったく無視される、という乱暴なものだったのである。

次の一六日の審議会は当然、これら多くの問題点をめぐつてまたまた紛糾し、『答申原案どおりだと、金沢火電の現行計画を改めねばならない』というが、その論拠を示せ』というK委員の追及もうやむやにされたまま、審議は次回にもち越されて、もう一度年を越すことになった。この特別委員会の委員長におされて答申原案を作ったY委員（県医師会長）は、その日欠席、そのあともついに審議会の席に姿を見せるることはなかった。

六 住民運動の展開——「連絡会議」について——

地元内灘から金沢市にひろがった火力発電所反対の住民運動は、『公害から子供を守る教師の会』の活動、科学者会議石川支部の取

りくみにつづいて、四五年一月一六日には、さらに新しい住民組織「金沢から公害をなくする市民の会」が結成された。

「市民の命とくらしを守るため、新たな公害の発生を防ぐとともに、すすんで一切の公害をなくし、よりよい環境を作ることを目的」とし、公害の実態と原因の解明、公害や自然環境の破壊についての学習、公害責任の追及、公害阻止のための力の結集、新聞、パンフの発行、などの事業を行う（同会「会則」より）ことを目ざしているこの「市民の会」は、大阪市大宮本憲一助教授の講演、映画の上映を併せた「結成集会」（約五〇〇人参加）につづいて、早速二つの事業にとり組んだ。

一つは、各地の住民運動の中で試みられている「カンカラ運動」。金沢・河北地区で、建設予定地を中心六方位、各方位一〇か所、計六四か所に測定点を設置し、毎月ろ紙をとり替えて、いおう酸化物汚染の状況を測定し、一年後の四六年一二月には別表のような結果を発表するにいたっている。

「カンカラ運動」（「市民の会」）によるいおう酸化物測定結果

全地点の最高値及び平均値
の年間推移

表1 単位： $mg/100cm^3/日$

	SO ₃ 最高	SO ₃ 平均
45年12月	0.421	0.069
46年1月	1.088	0.243
2月	0.829	0.223
3月	1.970	0.610
4月	1.620	0.341
5月	0.602	0.218
6月	0.328	0.101
7月	0.568	0.050
8月	0.322	0.068
9月	0.863	0.177
平均		0.210

その二是「局地風調査」。同会は四五年一月三〇日～一二月五日の間、火電建設予定地を中心とする半径二〇キロ地域の小中高校（一三〇校）に風向・風速観測を依頼し、観測結果の送られてきた四九のデータを使って、局地風解析を行い、さらに四六年二月にも同様の観測を試みて、その結果を次のような図で発表した。これらはいうまでもなく、住民が自らの手で、身近なところから公害の実態を知ることを通じて、反対運動の展開をはかるうとするものでその意味はとくに評価されていいだろう。同会はその他、四五年一二月より毎月一回、タブロイド版二ページのニュースを発行し、署名運動を進め、また、大気汚染、公害関係諸法規、食品公害などの学習会を開催するなど、地道で着実な運動を進めてきている。会員は四六年末で約三〇〇名、右にみられるように当面の活動は、とくに金沢火力公害問題に重点をおいているといえるが、同会はさらに金沢火力発電所建設反対各種団体連絡会議の結成、活動にも、その幹事会に代表が参加して、推進力の一つになつた。

地域別年間平均値

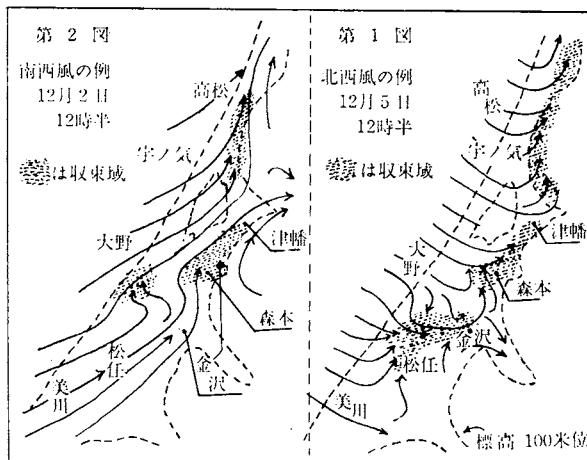
—()内は測定数—

表2 単位： $mg/100cm^3/日$

	SO ₃
下安原一倉部海岸	(3) 0.240
東金沢・野々市	(3) 0.239
平和町・円光寺方面	(4) 0.228
金石街道周辺	(4) 0.369
栗ヶ崎方面	(5) 0.167
内灘	(8) 0.228
日本電工周辺	(8) 0.198
河北郡高松方面	(8) 0.176
津幡方面	(4) 0.132
旧森木町	(2) 0.272
金沢市旧市街地	(18) 0.246
金沢市	(39) 0.240

「金沢から公害をなくする市民の会」による局地風観測結果 (1)

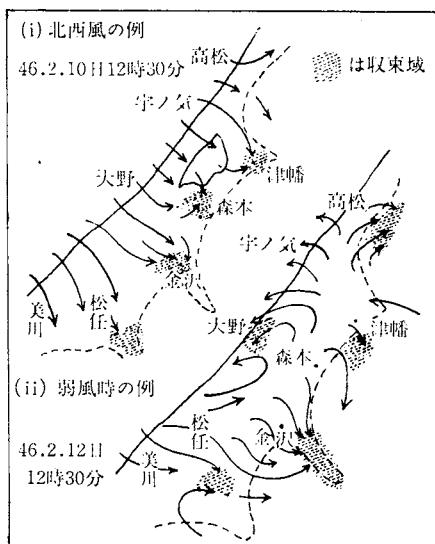
—45. 12. 2 ; 45. 12. 5—



「金沢から公害をなくする市民の会」による局地風観測結果 (2) —46. 2. 10 ; 46. 2. 12—

次に、右の『連絡会議』の組織と活動を簡単にみよう。

金沢火力建設計画にたいして地元住民を中心にならまち金沢市にまで広がっていった反対運動について、その全体の統合的な結集を求める動きは、すでに四五年七月、共産党県委員会の社会党県本部、県評、金沢地区労、河北地区労、内灘公害阻止連合などへの共闘の申し入れに現われていた。しかしこれは結実せず、つづいて八月には、社会党県本部、県評、金沢、河北地区労などの呼びかけによって進められた。火力発電所公害に反対する各種団体連絡会議の名で同月二五日に結成集会をもったこの団体は、北電の「金沢火力」が、新全総、石川県総合開発計画を背景にしていることを重視し、金沢港の後背地の工業化と結びついて起ることが予想される



公害を、全眞的な運動で阻止するため、地元内灘の反対住民組織を中心し労働団体、その他この主旨に賛成するあらゆる団体・個人によびかけて、公害のないことを中心に住民が納得しないかぎり建設を認めない（「よびかけ」文による）ことを方針にして発足した。ところが、住民運動として超党派の運動であるべきことを基本方針としてきた地元の阻止連合などが、この呼びかけに応ずることができなかつたため、この構想は少なからぬ壁にぶつかった形になつていたとみられる。

こうした経緯ののち、翌四六年一月、日本科学者会議石川支部を行つたひとつ呼びかけが、結集をつくる新しいきっかけになつた。前記のように、四五年九月のシンポジウムを第一歩にして火力問題にとり組み、独自の学習活動などを行つたわら同年春より、県、北電にたいして公害防止についての質問状を発していいた石川支部は、組織力の面で新しい活動の方向を見出しかね、一月一二日、差当つて自らの一定の学習成果を広く反対運動団体に伝え、また相互に情報を交換し連絡を強めるために、「懇談会」をよびかけることになつたのである。それははじめから、組織的な協議体を構想したものではなかつたが、この懇談会に代表が出席した内灘公害阻止連合・前記の金沢市民の会・県評などの間に期せずして連携をもとめる声が起り、以後数回のあわただしい準備会を経て、同月二五日には「金沢火力建設に反対する各種団体連絡会議」の結成集会をもつに至つたのである。

それは、今後時期をみて「県民会議」に発展させることをめざすが、当面は参加各団体の独自活動を強化しながら、住民運動としての闘いを重視して相互に連絡を強め、反対運動の拡大・強化に力を結集することを目標にするというものであった。発足時の構成団体としては、

○内灘公害阻止連合

内灘火力反対期成同盟
公害から子供を守る母の会
内灘を公害から守る会

○公害に不安を感じる者の会
○公害を研究する教師の会

○栗ヶ崎を公害から守る会

○金沢から公害をなくする市民の会

○公害から自然と野鳥の会

河北郡各町婦人会

農協青年部・婦人部

河北郡青年団協議会

高松町勤労協

七塚町勤労協

宇ノ気町青年団

津幡町勤労協

○日本科学者会議石川支部

○石川県評

○金沢地区労

○河北地区労

○社産党

○共産党

の二三団体（のちに「金沢火力に反対する金石地域の会」が参加）、この時点でも金沢火力建設に反対する県下の団体のほとんどを網羅して発足したのである。運営は、各団体の代表者からなる代表者会議によって行い、呼びかけ五団体（阻止連合・市民の会・自然と生命を守る会・県評・日本科学者会議石川支部）が事務局を構成し、事務局

務局長には科学者会議が選ばれた。結成の当日早速、県知事交渉を行つて県の態度をたどり、また二月四日には、県観光会館に約一、五〇〇人を集めて、金沢火力反対・初の県民集会が催された。

以後、この連絡会議は、活発、多彩な活動をつづけながら、県全体の反対運動の有効な結節点・推進力となって、一方では運動の核たるべき地元の住民闘争を支え、他方、公害問題の科学的・理論的な拠りどころとしての科学者会議の研究成果を吸収してきた。県・市当局・議会・北電などにたいする交渉、要求の前面に立ち、また爾後ほぼ約一年にわたる公害問題の科学論争の場になつた前記・県公害対策審議会にたいしては、科学者会議とともに強力にこれを批判しつづけ、両会議をバックにした四名の委員の精力的な活動は、北電の公害防止対策、県事務局の環境基準案などの問題点、ギマンをあますところなく県民の前に明らかにしてきた。さらに、各レヴェルの学習会の組織、講師派遣、ビラ書き、自動車パレードなどによる宣伝活動も精力的に進められた（文末「日誌」参照）。他方、頻繁にもたれた幹事会、代表者会議を通じて、地元の住民闘争、科学的解明・検討、或いは県・市議会活動などの相互間の、有効な連携の場を提供したことと評価されねばならないであろう。

しかし、この会議の組織・活動に問題がなかつたわけではない。根本的な総括はもとよりあらためて行わねばならないだろうが、さしあつては、学習会・チラシなどを通じての住民の中への侵透という点で、今少し力をそそぐことが必要だったのではないか。それはいうまでもなく、さまざまの困難な条件、とくに参加諸団体の組織条件に関連していることであるが、右のような多彩な活動の中では、相対的に凹んでいたのではないかと思われる。

ともあれ、この反対運動はまだまだ続けられねばならないものである。かりに県審議会のなんらかの結論がでても、それで終るものではない。しかも、前述のごとく北電にしても、県当局にしておらず、きわめて狡猾な手段をまだつづけるであろう。これまでの経過からみても、なかなか容易でないと考えねばならない。（一九七二・二・二〇—未完）

あとがきにかえて

本文をまとめて以後約二か月、その間半態はやや早いテンポで進行しているので、この校正の機会に、その経過を簡単に補っておこう。

本文の「日誌」の最後にも記したように、県公害対策審議会は、特別委員会が作った答申原案を、四六年末から、もみもんだあげく、翌年一月二一日、三度目の総会で採択をもつてようやく承認して知事に答申した。その内容は、論義の焦点になつた大気汚染対策の部分だけを挙げてみると、一、いおう酸化物に係る環境濃度を年平均一時間値〇・〇三P.M.以下にすることは妥当（なお将来は〇・〇二以下に下げる）。二、金沢火電および他の排出源による汚染を合わせてこの基準を維持するために、煙突高、使用燃料いおう合量、いおう酸化物総排出量を主眼として建設設計画を変更させること。三、のちに定める警戒基準（それは農作物の安全を配慮する）に対処するため超低いおう燃料を備蓄させること。四、排煙脱硫装置が開発実用化されたとき、これを設置するため、その用地を確保しておくこと、などであった。

要するに、年平均〇・〇三P.M.以下に収まるように、煙突、燃料について計画を変更させ、また脱硫装置設置のための用地を準備させよ、短時間高濃度汚染対策、農作物対策については、これから検討する、というものである。これが、約八か月、小委員会、総会をあわせて二〇回におよんだ審議会の審議の結晶といえる部分なの

である。具体的に検討され、数字で示されたのは〇・〇三P.P.Mだけ、しかもそれさえ、なぜ、どのように妥当なのかの説明もついたもの。……これで果して答申といえるのかと、あらためて頭をかかねばならないものだった。

この答申にもとづいて県が求めた計画改善の要望にたいして、北陸電力は二月一二日、(1)煙突を一五〇㍍から二〇〇㍍にし、(2)燃料のうち分を一・九九%から一・六%にし、将来はさらにその低減につとめる。(3)超低いいう燃料を四十種以上備える、を主眼とする変更計画を提出し、県審議会はこれを二回にわたって審議、三月十四日、北電の変更計画は一月二一日答申の要求に応えたものとして承認したのである。

年平均〇・〇三P.P.Mで健康に障害がないという根拠はどこにあるのか、関係地域の既汚染度が四八年には〇・〇二七をこえると予想され、しかも風向頻度その他についてまともな気象データが殆どないなかで、最初の計画はダメで変更計画が收まるという根拠は何か、将来〇・〇二P.P.Mにするためのいおう分年次低減計画もない、……審議会では、こうした強い指摘が次々にだされたが、すべて強硬に無視され、内容のある審議はまったくなしに多数決で押しきられた。Y委員は審議中途で退席し、翌日辞表を提出した。

こうして、北電と県当局の建設推進の企図は、形式的手続きの上では一つ一つ進捗しているかにみえる。しかし、その矛盾、傷はよいよ深まらざるをえなくなってきた。――

知事は今後、県議会の意見をきき、さらに関係市町（一市五町）の意見をきいてことを運ぶと述べている。ここでも又「多數決」が構成するか、あるいは、これまでまったく手がつけられない各町それぞれの独自の地形・気象条件の検討や、相互に矛盾をもふくむ利害の要求がどのように表明されるか。内灘では、反対組織が住

民への訴えを強化しながら、町当局に投票によって住民全体の意見をきくことを要求しつづけており、他方、町長リコールの準備も進めつつある。

なおすこでは、「公害を研究する教師の会」のメンバーによる、とくに大根布地区を中心とするいわゆる旧部落住民へのきわめて地道な説得・反対署名活動がつづけられてきている。「日誌」にも記したごとく、四六年一〇、一一月にかけてこの地域でつぎつぎに反対組織の動きが表面化して、内灘町の均衡を左右する重大なフクターを構成しているが、それはこれらの教師のながい運動の成果でもあつたといえよう。その他、本稿でふれることのできなかつた側面は少くないが、それらについては、この三月以降の事態の展開とともに、また別の機会を求めることにしたい。（金沢大学助教授・社会学）

「金沢火力発電所」建設問題・経過日誌

5. 27：北電、内灘町に火電建設の計画を公表（4月ごろより内密交渉で、町当局と約60万m²の用地買収仮調印すみ）
6. 10：北電、河北郡5町の町長、町議らに説明会、町長ら不安ととまどい。
6. 19：北電、建設計画概要を県へ正式に提出。
6. 24：北電、建設計画の全容を公表（48年秋までに第1号機、4・5年後に2号機、さらに将来4号機まで建設重油いおう分2%以下、130mの集合煙突、など）
6. 26：内灘町長、反対同盟との話し合いで、「内灘はカサの下」と発言。
7. 2：北電、建設予定地で基そ調査（地形、海洋、ボーリングなど）を始める。
7. 7：県（知事）、北電の計画書を、内容不備として再提出要求。
7. 22：金沢市議会の公害対策特別委員会が、県知事に、「建設認可は慎重に」との議会の要望書を提出することをきめる。
6. 12：鶴ヶ丘4丁目町内会、緊急役員会で対策を協議
6. 13—14：同町内アンケートで209票中、絶対反対141、不安62。14日夜有志による「内灘火電建設反対期成同盟」結成。
6. 25：反対期成同盟の代表、町長に、町と北電による説明会を要請。
7. 1：「公害から内灘を守る連絡協議会準備会」の学習会に対し、町教委、「政治的」との理由で、町公民館の使用を不許可。
7. 2：北電、町の公害対策説明会、鶴ヶ丘団地住民約300人、説明を納得せず。
- 〃：内灘町連合青年団、緊急理事会で全員一致で解散決定。
7. 3：内灘公害阻止連合、結成。
- 〃：内灘町、宮坂地区公民館、北部保育所で説明会。アカシア団地、公害学習会。
7. 6：森井・金沢女子短大助教授（公害阻止連合代表）にたいし、同短大学長、「私行」を理由に辞職勧告。同助教授は辞表提出を拒否。
7. 10：内灘を公害から守る会（大根布地区）、内灘町公民館で公害反対学習会。
7. 11：公害阻止連合、女子短大学長に、森井助教授への退職勧告の撤回を要請。
7. 14：金沢大学教官有志懇談会、森井問題で短大学長、理事長に抗議声明。

日本科学者会議石川支部

7. 29 : 県厚生部が、厚生省、金大、金沢気象台などの専門家9人を招いて公害対策など懇談、意見をきく。
8. 19 : 北電、公害対策計画を変更、第2次案を発表（煙突高150m、燃料いおう分1.99%以下など）
8. 28 : 女子短大当局、森井助教授に、9月6日を期限に免職処分を通告。
9. 8 : 短大当局、森井助教授に妥協案、同助教授は拒否。
9. 25 : 石川県経協（直山会長=北電重役女子短大理事長）が知事、金沢市長、県・市議会に「火電建設促進」の陳情書。
10. 2～4 : 北電が委託して、日本気象協会東京本部が内灘地区で気象調査。
10. 3 : 女子短大当局、森井助教授に処分発令（教務副主任解除など）
10. 9 : 中西知事は、県議会議長、金沢市長、河北5町長を招いて、「電力需給はアンバランスだが、公害防止が第1で、その自信をうるまでは態度を保留する」ことをきめる。
7. 26 : 公害阻止連合、金沢市街頭で、建設阻止の署名運動（約600名）。
8. 19 : 公害に不安を感じる者の会（アカシア団地）が、建設反対要望書（住民の98%、778人署名）を知事に提出。
8. 22 : 宇ノ気町農協、建設反対を申し合わせる。
8. 24 : 金大教官有志懇談会、短大当局への抗議文（森井問題）（101名署名）を手渡す。
8. 25 : 鶴ヶ丘団地中央公園で、社会党・県評など主催の「金沢火電公害反対・各種団体連絡会議」（第1次）結成集会。
8. 30 : 河北郡内の各種団体、「公害から自然と生命を守る会」を結成。
8. 31 : 4教組、県評の代表、女子短大学長に、森井退職勧告の撤回を要求。
9. 1 : 公害阻止連合が、内灘町長、前教育長、17町議に、公開質問状。
9. 21 : 各種団体連絡会議、住民6,102名の署名をもって、県議会に請願。
9. 25 : 4教組、森井問題への抗議のビラ1万枚を街頭で配布。
9. 30 : 宇ノ気町区長会、「公害があれば建設に反対」を町当局に要望。
10. 4 : 内灘青年共闘会議、火電建設阻止の住民抗議集会とデモ。

8. 5：支部幹事会、9月上旬をめどに、火力発電所公害問題のシンポジウムの開催をきめ、取り組みをはじめる。

9. 12：「第1回公害問題シンポジウム—金沢火力発電所の建設をめぐって—」を開催、一般市民をふくめ約70人が参加し、4時間半にわたって、報告と熱心な討議が行われる。支部はこれをふまえて、公害防止を県民に訴える声明を発表。

10. 28 : 電源開発調整審議会、金沢火力（37.5万kw, 46年2月着工）、その他の設置を認める。
10. 29~11. 1 : 日本気象協会東京本部による建設予定地区の大気拡散調査（県委託）行われる。
11. 1 : 金沢港、開港式。
11. 15 : 内灘町で、阻止連合主催の火電反対住民大会、約400人参加。
11. 16 : 「金沢から公害をなくす市民の会」（約120人）結成集会。
12. 26 : 北電が10月2~4日の気象調査の結果を、「公害の不安がないことがわかった」と発表し、資料を県に提出。
1. 8 : 北電社長、「金沢火力は2月着工をめざして努力する」と発表。
12. 6 : 「金沢から公害をなくす市民の会」、7市町村40か所でカンカラ運動をはじめ。金沢市内 200か所で気流観測も。
1. 25 : 金沢火力建設反対各種団体連絡会議（第2次）、結成集会。代表、県知事（代理）に会い、北電の姿勢などについて見解をただす。
2. 4 : 金沢火力建設反対の「県民集会」（同連絡会議主催）
3. 11 : 即日、連絡会議が、「拡散調査」の問題点を指摘。
3. 11 : 県、気象協会の「金沢河北地区大気拡散調査」結果を、「1時間の最大着地濃度は0.078ppm、年平均で0.018ppm」と発表。
5. 27~6. 26 : 県の依頼による、「拡散調査」についての3専門家の見解、発表される。
5. 31 : 県公害対策審議会、金沢火力問題小委員会を設置（6月12日、小委員12名きまる）。
6. 14 : 阻止連合主催、三重県尾鷲の公害視察。
6. 22 : 阻止連合、町議会定例会に、金沢火力建設反対の請願書を提出。
6. 22 : 内灘町長、定例議会で「火電の受入れは、県が態度決定後、町民にアンケートし、町と町議会が相談してきめる」と答える。
6. 25 : 公害審小委、金沢気象台長ほか2人の委員によって「拡散調査報告」の専門的検討を行うことをきめる。
7. 3 : 公害審議会、北電の案内で富山火力を視察。

11. 19 : 金沢地方気象台や富山大からも参加者をえて、公害問題学習会開催。
11. 26 } : 拡大幹事会で金沢火力問題への対策（県、北電への質問状など）を検討。
12. 3 } : 県に、金沢火力公害に関する10項目の質問を提出し、支部主催の研究討論会（12月10日）に責任者の派遣を要請。
12. 6 : 原善四郎氏を伊んで、「公害問題をめぐる全国の動向」について懇談会（「市民の会」と共催），約30名参加。
12. 10 : 支部主催の火電公害問題質問・研究会に県衛生研究所公害部長が出席。
12. 11 : 県に、火電問題についての資料提供を文書で要請。
- 〃 : 北電に、火電公害に関する10項目の質問を提出して、説明討論会への責任者の派遣を要請（16日、電話で「辞退」を回答してくる）
12. 23 : 県厚生部長に会見・質問。
12. 25 : 北電、県へ、再度、質問討論会への出席を文書で要請。
1. 12 : 金沢火力公害阻止についての懇談会（石川支部よびかけ）に、県評、阻止連合、市民の会などの代表が出席、今後の協力のあり方などを懇談。
「火電建設の強行」発言について、北電社長に抗議する「県民への訴え」を発表、チラシを街頭配布。
1. 9 : 緊急幹事会で、北電の気象調査報告の問題（「データ削除」問題など）を検討。
1. 21 : 同上問題を、朝日新聞が報道。
1. 23 : 「第2回公害問題シンポジウム—金沢火力公害の危険性をめぐって—」開催。
第4回、石川支部大会。
2. 17 : 日本気象協会に、「内灘地区気象観測」の問題点について、文書で説明要請、同時にこの問題の責任の究明・追及について、日本科学者会議本部、同気象研分会、全気象労組、同気象研支部などに支援協力を要請。
3. 1 : 日本気象協会東京本部より、「データの一部を削除するつもりはなかった」との文書回答。
3. 4 : 「拡散調査」報告の検討について、日科本部に協力要請。
3. 8 : 日科気象研分会、「石川支部の闘いを支援する」声明。
3. 9 : 全気象労組・第16回中央委員会が、気象協会へ文書で厳重抗議（「データ削除」問題）
3. 10 : 気象協会へ再度、説明要請と厳重抗議。
3. 27~28 : 関西、東京より専門研究者を招いて、県の「拡散調査」結果の研究会。
5. 17 : 「金沢火力発電所建設にともなう環境汚染の予測に関する見解」を発表して、北電の計画書、気象調査、県の拡散調査などの問題点を総括的に指摘・批判。
5. 31 : 金沢港、視察。
6. 23 : 石川県の「電力需給問題」をめぐって学習会。

7. 21 : 県当局、公害審小委で、秋田火力の実情を、「亜硫酸ガス着地濃度は、発電開始後かえって低くなった」と報告。
7. 30 : 県知事、定例議会で、「火電問題は時期をみて正式に審議会に諮問する」と答える。
8. 3 : 公害審・小委で、北電代表、公害対策を説明。
8. 10 : 北電、風洞実験結果を「亜硫酸ガス濃度は県の基準以下」と発表。
8. 24 : 県公害審・小委員会は事務局の試案をもとに、石川県の環境基準を審議、結論をもちこす。
9. 7 : 同上小委、延々 6 時間の論議の末、いおう酸化物の環境基準を「年平均0.03ppm」と決定、同時に、拡散調査結果についても、評価の結論を出す。
9. 20 : 県公害対策審議会の審議が紛糾、とくに小委案に対し、健康に障害のない根拠がない、農作物への影響を検討していない、などの点を指摘されて、結論出せず。
7. 4 : 各種団体連絡会議、火電建設反対の機關紙（タブロイド、4ページ）を発行し、街頭で2,500枚配布。
7. 6 : 阻止連合、宮坂公民館で、富山、尾鷲のスライドなどで公害学習会（主婦ら40人参加）
7. 13 : 連絡会議代表、県住宅公社当局にたいして、火電建設に反対するよう申し入れ。
7. 19 : 連絡会議代表、徳田市長に会い、県にたいする「火電建設中止の申し入れ」を要請。
7. 30 : 連絡会議主催の富山火力・公害視察、科学者会議富山支部が案内。
8. 19 : 金沢市金石地区に「金沢火力に反対する金石地区の会」結成、労働者、農民、主婦ら40人が参加して、金沢火力の公害反対を決議し、各種団体連絡会議に加盟（金沢市内では栗崎について二つめ）
8. 26 : 各種団体連絡会議が県中央公園で金沢火力反対の第2回県民集会を開催、約千人参加、集会後、北電石川支店までデモ行進。
- 〃 : 連絡会議、24日に県が示した環境基準案は、甘すぎると強く批判。
9. 18 : 共産党県委代表、県知事、他に対して、環境基準は0.02ppm以下にするよう要請。

8. 23：金沢市の要請により、北電が三菱重工長崎研究所に委託して行った風洞実験・結果について、実験そのものの理論的・実際的問題点、および、企業による実験の科学的公正さの疑問などを指摘してきびしく批判（文書を、知事、金沢市長、公害審議会委員に提出）
9. 6：代表が金沢市長に会い、いおう酸化物の環境基準は0.020ppm以下にすることが望ましいので、県公害審・小委には、この態度でのぞむよう要請。
9. 16：小委が決めた環境指導基準案は、県民の健康よりも、火電建設を容れるための行政的配慮によって決められた値であるとして、再検討を要求する文書を、審議会他に提出。
- 〃：公告による農作物被害についての学習会。

10. 23：北電、県に「公害対策改善」を申し入れ。知事は、改善によって汚染が基準内になるなら不認可の理由になると表明。
10. 27：県知事、石川県町村議会議長会の定期総会で、北電の計画が0.03ppmの環境基準内に収まるなら、建設を認めざるをえない」と、重ねて表明する。
11. 7：土砂くずれで、富山→石川の送電線石川幹線の鉄塔三基が倒壊、送電線が切断され、4日目の10日夜ようやく復旧。「電力自給対策」の強化の宣伝が一斉に強化される。
11. 9：県知事、送電線事故に関連して、「送電系統の改善と、電力の安定供給体制を確立してほしい」と北電へ文書で申し入れ。
11. 15：内灘町公害対策審議会、金沢火電について、住民の大半が納得できる判断ができるまで、建設を受け入れるべきでない、と答申。
12. 1：内灘町議会・全員協議会（18議員全員出席）は、火力建設問題で意見交換、建設の是非については、反対8、条件づき賛成7、県の態度まち3、だったという（新聞報道）。町長は同席で、全町民の7割以上が納
10. 3：内灘町大根布公民館で、元町長など主催の「公害問題懇談会」（実質上火電建設反対集会）に、住民200人が参加、同町の旧部落地区にはじめて、建設反対の動きが表面化。
10. 17：連絡会議主催で、火電建設用地問題について現地視察。
10. 24：連絡会議、河北郡内を、建設反対を訴えて自動車（30台）パレード。
10. 30：連絡会議、三重大農学部谷山鉄郎氏を招いて、高松町高松公民館で農作物被害の講演・学習会。
10. 31：内灘町の旧部落地区・西荒屋公民館で第2回「公害問題懇談会」（西荒屋・室地区有志主催），両地区民約70人参加し、大根布について反対組織づくりの気運高まる。
11. 7：大根布公民館で、同地区民約70人が参加して、住民投票の要求をスローガンにする。また旧町内はじめての火電反対組織「金沢火力公害反対大根布地区民協議会」を結成。
11. 13：宮坂地内公民館で、宮坂地内・黒津船の旧町内住民50人が集り、第3回「公害問題懇談会」。
11. 18：「金沢から公害をなくす市民の会」第2回総会、市民約100人参加、火電建設反対を決議し、北電に計画の白紙撤回を要求。
11. 27：向粟崎公民館で、第4回「公害問題懇談会」、約30人。

10. 30 : 三重大農学部谷山鉄郎氏を招いて、農作物被害について学習会。

11. 10 : 金沢火力建設・反対運動について、常任幹事の間で総括・討議。

11. 13 : 「高煙突方式」、「国の環境基準」の問題点を新聞投稿で批判。

得きないと建設を認めるることは難しい、と表明する。

12. 2 : 内灘町当局、県知事へ、火電建設の認否は地元の実情をくみ取って慎重にと文書で申し入れる。また、町としては、県の態度が決まり、町民の70%が賛成なら踏みきるが、それまで、北電との用地仮契約には拘束されない、と表明。
12. 3 : 県公害審・小委員会(第12回)は、次回総会に提出する最終報告をまとめて解散。
12. 9 : 第5回県公害審議会総会。議事運営でもめたのち、県はようやく火電建設の「大気汚染防止措置」を正式に諮問。これに対して、植物被害対策を含めた答申原案をつくるための新たな特別委員会を設けることを決定。ほとんど4時間難行。
12. 11~12 : 県公害審議会会长は、土、日曜の2日間に急きよ、3部会長を集め特別委(4人)の人選を行い、そのまま抜きうち的に答申原案作成を強行。
12. 16 : 第6回県公害審、特別委の答申原案作成の経緯をめぐって紛糾し審議をもち越す。(しかし結局、年内には開催日程とれず、翌年にもち越して1月21日、3回目の総会で、採決で承認。)
12. 11 : 連絡会議、高松、宇ノ氣両町で町長他に会い、県公害審の審議経過の問題点などを指摘して、慎重な対処を要望する。
12. 12 : 内灘町の「公害から子供を守る母の会」(鶴ヶ丘田地の主婦の組織)が、結成一周年記念集会を開き、町長などの出席を求めて火電問題について質疑・懇談、町民120人参加。
12. 13 : 県公害審・特別委員会のぬきうち答申原案作成にたいして、連絡会議、共産党県委員会などの代表が、それぞれ県当局に厳重抗議。
12. 15 : 同問題について連絡会議は緊急抗議集会をひらき、県民無視の非民主的運営をきびしく糾弾した知事への決議文を採択、約100名の市民参加。
12. 17 : 津幡町連合婦人会、同全勤労者協議会、同青年団協議会の3団体代表が、同町定例議会にたいして、「建設反対」を決議した請願書を提出。

12. 5～6：日科第8回全国公害問題シンポジウム「電力産業と公害」（堺市）に、代表2名を派遣、金沢火電問題について報告。